

平成28年度  
(2016)

# 履 修 の 手 引



徳島大学生物資源産業学部



# はじめに

この「履修の手引き」は、生物資源産業学部に入学されたみなさんがこれから4年間で学習する勉学に関するほとんどすべての情報を記載したマニュアルです。

この中には、

1. 生物資源産業学部での教育の理念・目標
2. 各コースの教育目的・内容と履修案内
3. 学生生活上必要となる諸手続や連絡事項
4. 人権・教育相談のための体制
5. 生物資源産業学部規則・生物資源産業学部学友会会則

などの事項について詳しい説明があります。不明な点がある時は、その都度、必要な項目を参照すると良いでしょう。

大学は「心おきなく遊べる楽園」ではありません。みなさんはこの4年間で、豊かな人格と教養を身につけ、生物資源産業学の基礎知識による分析力や専門の基礎知識による問題解決力・表現力を養い、さらに社会の変化に柔軟に対応できる自律的応用力と創造力の育成に努めなければなりません。これからのグローバルな社会環境の中で、実践的な行動力をもって地域社会や国際社会に貢献できるみなさんを社会は期待しているのです。在学中に各自高い付加価値を付け、21世紀社会を個性豊かに生きようではありませんか。

なお、詳細については、この「履修の手引」および「授業概要（シラバス）」を確認してください。

# 目次

<b>第1章 教育と学習案内</b>	<b>1</b>
1 生物資源産業学部の教育理念と学修目標, ディプロマポリシー	3
1) 教育理念	3
2) 学修目標	3
3) ディプロマポリシー	3
2 生物資源産業学部の履修方法	5
1) 履修方法について	5
2) 履修手続き及び試験等について	6
3) コース制について	8
4) 進級について	9
5) 卒業について	10
3 資格について	11
1) 食品衛生管理者及び食品衛生監視員	11
2) 上級バイオ技術者 (受験資格)	13
3) 食の6次産業化プロデューサー	14
4 生物資源産業学部のコースについて	15
1) 応用生命コース	15
2) 食料科学コース	21
3) 生物生産システムコース	27
<b>第2章 学生への連絡及び諸手続き</b>	<b>33</b>
1 諸手続きについて	35
2 学生への通知・連絡方法	36
1) 学生証	36
2) 各種証明書の発行	36
3) 休学, 復学, 退学等の手続き	36
4) 転学部	37
5) 試験における不正行為に対する措置	38
6) 成績評価等に関する申し立て	38
7) 授業料納付, 免除制度及び奨学金制度	38
8) 学生教育研究災害傷害保険	39
9) 学生金庫	39

10) 住所・連絡先の変更について	39
11) 講義室の使用について	39
12) 気象警報が徳島県徳島市に発令された場合の授業の休講	39
13) 健康管理	39
14) 交通事故の防止	39
15) その他	40
<b>第3章 学生の人権・教育相談等のための体制</b>	<b>41</b>
1 ハラスメントに関する注意	43
1) ハラスメントを防止するための基本的な心構え	43
2) ハラスメントに相当する行為	43
3) ハラスメントの事例	43
4) ハラスメント問題への対処	44
2 生物資源産業学部における相談体制	44
3 保健管理・総合相談センター総合相談部門における相談体制	44
<b>第4章 規則</b>	<b>45</b>
1) 徳島大学学則	47
2) 徳島大学生物資源産業学部規則	53
3) 徳島大学学則第35条の2の規定による卒業の認定の基準に関する内規	56
4) 徳島大学生物資源産業学部学生の他学部の授業科目履修に関する実施細則	57
5) 留学に関する申合せ	58
6) 徳島大学生物資源産業学部における授業回数及び補講方法について	59
7) 気象警報等が発令された場合の授業の休講措置に関する申合せ	60
8) 徳島大学休学許可の基準に関する申合せ	61
9) 徳島大学単位認定試験における学生の不正行為防止に関する基本方針	62
10) 徳島大学生物資源産業学部学友会会則	63
<b>第5章 理工学部構内における交通規制実施要項</b>	<b>65</b>
1) 徳島大学理工学部構内における交通規制実施要項	67
2) 徳島大学理工学部構内における交通規制実施要項の実施に関する申合せ	69
<b>付 録</b>	<b>71</b>
生物資源産業学部教員の一覧	73
常三島地区講義室配置図	74



## 第1章

# 教育と学習案内





# 1 生物資源産業学部の教育理念と学修目標, ディプロマポリシー

## 1) 教育理念

生物資源産業学部は、「1次産業、食料、生命科学に関する幅広い知識と、生物資源の製品化、産業化に応用できる知識と技術を有し、国際的視野に立って、生物資源を活用した新たな産業の創出に貢献できる人材を育成する」ことを基本理念とし、農学、工学、医学、栄養学及び薬学を融合させた生物資源の高度利用技術の開発並びに高機能・高付加価値農林水産物の開発、応用及び実用化に関する理論と実践を一体化した実学的教育を行い、生物資源の生産と応用に加えて、産業化について専門的な知識と技術を有し、1次産業から製品開発販売に貢献できる人材の養成を目指す。そのため、教育研究の中心的分野として、応用生命工学、食料科学、生物生産システム学の3つの専門技術分野を設け、これら3学問分野の教育組織として応用生命コース、食料科学コース、生物生産システムコースの3コースが設置されている。

## 2) 学修目標

### (A) 豊かな人格と教養、倫理観を持った人材の育成

遺伝子治療、生殖工学、再生工学などの新しい医療、遺伝子組換え農作物や遺伝子導入生物などを可能とする21世紀のバイオテクノロジーは、人文科学、社会科学、自然科学に関連した幅広い教養と高い生命倫理、技術者倫理を基盤として開拓されることが必要である。特に、今まで自然界に存在しなかった遺伝子導入生物や新規化学物質の生産には、技術者の倫理観と強い責任感が要求される。学科共通教育及び導入教育によって、自発的に興味を持ち積極的に学修できる能力と社会に対する責任感を持った人材を育成する。

### (B) 国際コミュニケーション能力と国際的視野を持った人材の育成

現代社会において最新情報は英語を媒体として発信・収集され、進歩の著しい生命科学の領域では、英語能力(聞く、話す、書く)は技術者、アグリビジネス・フードビジネス従事者にとって不可欠である。英語学修の動機付けを学科導入科目で指導するとともに、英語力判定試験(TOEIC等)の受験を強く勧める。また、国際コミュニケーション力と外国文化を理解できる国際的視野を持った人材を育成するため、教養教育では、英語3科目(6単位)、第2外国語1科目(2単位)及びグローバル化教育科目1科目(2単位)を必修化するとともに、専門科目においても必修の「生物資源産業学基礎英語」(2単位)と「生物資源産業学専門英語」(2単位)を開講し、英語力を強化する。「生物資源産業学基礎英語」と「生物資源産業学専門英語」は、習熟度別に3クラスで講義を行う。さらに、学科共通科目、コース専門科目、実習・演習科目においても英語能力、プレゼンテーション能力を強化し、「国際農業論」、「フードシステム論」、「卒業研究」等で外国文化を理解し、国際感覚を持った人材を育成する。

### (C) バイオテクノロジーによる課題解決力を持った人材の育成

生命科学の基礎知識を修得し、最新の専門知識を応用して、与えられた課題を科学的に解析し、その結果を明確に表現できる人材を専門教育、演習、実験を通して育成する。

演習、実験では、問題解決力養成に重点を置き、学生の積極的参加によって問題の発見、解決法の計画と実践、結果の解析、発表を行い、課題解決の面白さを体験できるよう指導する。卒業研究においては、国際的に通用するレベルの研究に参画することにより、最先端の高度な専門知識と技術を駆使する研究開発法や論理的思考法を学び、好奇心旺盛で明快な問題意識を持ち、創造的研究開発に積極的に取り組むことができる人材を育成する。

### (D) 生命科学を理解し、起業マインドを持った人材の育成

最新の生命科学応用技術と、バイオテクノロジー産業創出に必要な起業マインドを併せ持ち、1次産業から食品製造、医薬・エネルギー開発に繋がる新たな産業の創出、地域経済の活性化に貢献できる人材を育成する。

## 3) ディプロマポリシー

### (A) 幅広い教養と倫理観、国際感覚を身に付け、豊かな人間性を有する。

### (B) 生物資源の生産・利用に関わる生命現象を総合的に理解し、その研究手法を体系的に修得し、応用できる。

### (C) 生物資源産業に関する商業的基盤を理解し、グローバルな視点から地域社会の課題を考えることができる。

### (D) 応用生命工学、食料科学、生物生産システム学に関する専門知識を有し、生物資源を利用した新たな産業の創出

に貢献できる。

- ・ 応用生命工学に関する専門知識：生物工学的アプローチによる生産資源の応用と産業化に必要な知識と技術
- ・ 食料科学に関する専門知識：生物資源の食料や機能性食品への開発と産業化に必要な知識と技術
- ・ 生物生産システム学に関する専門知識：生物資源の生産育種・品種改良と産業化，地方の活性化に必要な専門知識と技術

## 2 生物資源産業学部の履修方法

### 1) 履修方法について

授業科目は全学に共通する授業科目である教養教育科目（一般教養教育科目、グローバル化教育科目、イノベーション教育科目、基礎基盤教育科目、汎用的技能教育科目、地域科学教育科目、外国語教育科目）と専門科目（学科共通科目、専門英語教育科目、経済・経営関連科目、コース専門科目、実習・演習科目、卒業研究）により編成されている。教育課程表に示す授業科目は、4年間で開講される教育科目である。

各年次に実施される授業科目、単位数及び週授業時数は教育課程表に示す。担当教員の都合等により、実施時期について若干の変更が生じることもあるので、各学年の初めに発表される時間割に注意すること。

授業時間数と単位の関係は、徳島大学学則第30条及び徳島大学生物資源産業学部規則第11条の規定に基づき下表のように定められている。十分な予習及び復習をしたうえで授業をうけることが、授業の理解と単位の修得のために必要となる。

単位の定義		大学設置基準に準拠（学則第30条、生物資源産業学部規則第11条）	
科 目	1単位の時間	内 容	
講義科目	45時間	(予習1時間 + 授業1時間 + 復習1時間) × 15回	
演習科目	45時間	(予習・復習1時間 + 授業2時間) × 15回	
実験・実習科目	45時間	(授業3時間) × 15回	
卒業研究・卒業論文		学修の成果を評価して定める	

本学部を卒業するためには、4年次に進級し、教養教育科目と専門科目を、コースごとに指定された単位数以上修得し、合計125単位以上を修得しなければならない。

#### (1) 教養教育科目

教養教育科目は、所要の単位数（表1参照）以上を修得しなければならない。講義概要及び履修方法の詳細については、別途発行の「教養教育履修の手引」を参照すると同時に、各コースの教育課程表の欄外の指定に従うこと。

#### (2) 専門科目

専門科目については、コースごとに所要の単位数（表1参照）以上を、それぞれ修得しなければならない。履修方法その他の詳細については各コースの教育課程表の欄外の指定に従うこと。

表1 教養教育科目及び専門科目の所要単位数

科目等 コース	教 養 教 育 科 目													専 門 科 目			合 計				
	一般教養教育科目				グ ロ ー バ ー リ ゼ ー シ ョ ン 教 育 科 目	イ ノ ベ ー シ ョ ン 教 育 科 目	基礎基盤教育科目			汎用的技能教育科目		地 域 科 学 教 育 科 目	外国語教育科目					計	必 修	選 択	計
	歴 史 と 文 化	人 間 と 生 命	生 活 と 社 会	自 然 と 技 術			基 礎 数 学	基 礎 物 理 学	ウ ェ ル ネ ス 綜 合 演 習	S I H 道 場	情 報 科 学		英 語	ド イ ッ シ 語 入 門	フ ラ ン ス 語 入 門	中 国 語 入 門					
応用生命コース	6 (3授業科目の中から各1)				2	2	4	2	2	1	2	2	6	2	31	70	24	94	125		
食料科学コース	6 (3授業科目の中から各1)				2	2	4	2	2	1	2	2	6	2	31	62	32	94	125		
生物生産システムコース	6 (3授業科目の中から各1)				2	2	4	2	2	1	2	2	6	2	31	64	30	94	125		

## 2) 履修手続き及び試験等について

### 専門教育科目の履修手続き

- (1) 履修科目登録は指定の期間内（時間割表に記載）に、教務事務システム WEB 画面により登録すること。
- (2) 履修科目登録をしていない場合は、単位を修得することはできない。
- (3) 履修科目登録の内容を変更する場合は、以下の期限（詳細は別途掲示）までに変更の申請を行うこと。

・通年科目, 前期科目	4月下旬
・後期科目	10月中旬

### 教務事務システム (WEB) のパスワードについて

履修登録を行う教務事務システム (WEB) のパスワードには有効期限があります。授業やレポートで使用する場合がありますので、有効期限を教務事務システム (WEB) で確認し、必ず有効期限内にパスワードを変更しておいてください。

### 他学部等授業科目の履修

- (1) 他学部等授業科目を履修しようとする場合は、教務委員の承認を得て、所定の「他学部授業科目履修願」を前・後期とも、それぞれ学年暦の授業開始日から1週間以内に生物資源産業学部学務係へ提出すること。（設備その他の理由で実験、実習等については、許可しない。）
- (2) 上記履修願を提出して修得した単位は、自由科目の単位数に含めることができる場合がある。教務委員に事前に確認すること。

### 上級学年科目の履修について

上級学年対象の科目履修については、留年学生に限りこれを認める。ただし、各学年の履修登録上限単位数の範囲内で、かつ当該学年の科目履修を優先した上で、担当教員の承諾を得たものについてのみ認める。

### 単位認定試験について

- (1) 試験
  - (a) 生物資源産業学部では、試験期間は設定しないので、授業担当教員の指示に従うこと。
  - (b) 出席時数が著しく少ないときは、その授業科目の受験資格を与えないことがある。
  - (c) 成績は、1科目につき100点をもって満点とし、60点以上をもって合格とする。
  - (d) 再試験は科目によって行わないこともある。行う場合でも、原則として当該学期内に行う。
  - (e) 試験における不正行為を行った者に対しては次の措置を講じる。
    - ・授業科目修了の認定に関する試験（追試験・再試験を含む）で不正行為（ほう助を含む）をした者に対しては、学則第52条の規定により懲戒処分を行う。
    - ・上記の試験において不正行為をした者に対しては、その学期中に履修した全授業科目の成績を取り消し、改めて所定の授業科目を履修させる。
- (2) 受験心得
  - (a) 受講の許可を得ている科目に限り受験することができる。
  - (b) 遅刻した場合は、受験することができない。ただし、遅刻が20分以内で、やむを得ない理由があると監督教員が認めるときは、受験することができる。
  - (c) 受験の際は、学生証を携行し、机上の右上隅に置くこと。
  - (d) 受験の際は、監督教員の指示に従うこと。
  - (e) 不正行為をした者は、徳島大学学則第52条に基づき処分される。
- (3) 不正行為について
  - (a) 不正行為とは、次のとおりとする。
    - ・カンニング（カンニングペーパー・IT機器・参考書又は他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教

わることなど) をすること。また、答えを教えたり、カンニングに協力することも不正行為である。

- ・使用を禁じられた用具を使用して問題を解くこと。
  - ・試験場において、試験監督者等の指示に従わないこと。(答えやそのヒントになるものを、監督者の指示する以外の場所においたり、身につけた場合、たとえ見ていなくても不正行為になる。)
  - ・試験場において、他の受験者の迷惑となる行為をすること。
  - ・他人のレポートを模写して、又はインターネット上のホームページや著書、論文等から他人の意見や図表等を盗用、剽窃して単位認定に係るレポートを作成すること。
  - ・単位認定に係るレポートや小テスト等の代筆を行うこと及び代筆を依頼すること。
  - ・その他、単位認定試験の公平性を損なう行為をすること。
- (b) その他、不正行為と見なされるものとして、次のようなこともある。これも、上記に準じて扱われるので注意すること。
- ・授業科目修了の認定は、出席及び試験の成績等を考査して行うことから、授業の出席確認において、代返をすること及び代返を依頼する行為は不正行為と見なして前項の措置を行うことがある。

### 成績評価の方式について

成績評価は、定期試験や授業への取り組み状況、レポートなどの提出状況、小テストの点数等を考慮して総合評価を行う。100点満点で60点以上を合格とする。「秀：90点～100点」、「優：80点～89点」、「良：70点～79点」、「可：60点～69点」、「不可：59点以下」等に区分される。なお、成績は教務事務システム WEB 画面により最新のものが確認できる。

### 成績の通知・確認について

- (1) 成績通知の表示内容は、次のとおりである。
- ・60点以上の点数記載の科目……………合格
  - ・不……………不合格(再試験可)
  - ・(不)……………再受講(再試験不可)
  - ・(欠)……………受験資格なし(再受講)
- (2) すべての学生は、入学時に「個別成績表の送付に係る同意書」を学務係に提出し、成績表の保証人への送付の可否について申し出ることになっている。ただし、成績表の送付を「否」とした場合でも、下記の事項に該当する場合には、保証人に成績表を送付することがある。
- (a) 単位の修得状況の芳しくない者
- (b) 進級要件又は卒業要件に満たない者

### 再試験

定期試験に不合格になり、かつ「再試験」の指示があった場合には、再試験を受けることができる。

### Grade Point 評価について

本学部では、点数評価をもとに Grade Point (GP) 評価を行っている。GP 評価とは1から5までの数字を用いた5段階評価で、計算方式は以下のとおりである。

点数が60点以上の場合  $GP = (\text{点数評価} - 50) / 10$

点数が60点に満たない場合  $GP = 0$

したがって、100点なら  $GP = 5.0$ 、80点なら  $GP = 3.0$ 、60点なら  $GP = 1.0$  となる。

履修登録した科目で単位を取得できなかった場合(不合格や試験の欠席など)、GPは0として計算される。ただし、正規の手続きによる履修取り消し科目は除く。また、成績評価が「認定」の科目は、GPの対象外である。本学部では、履修登録の上限緩和や2年次でのコース配属、卒論配属などでGPAとGPTを参考にする。

$GPA$  (Grade Point Average) = (科目の単位数 × GP) の総和 / 履修登録単位数の合計

$GPT$  (Grade Point Total) = (科目の単位数 × GP) の総和

なお、下記に示す科目はGPAおよびGPTの算出から除外する。

SIH道場、高大接続科目、自然科学入門、卒業要件単位対象外科目、インターンシップ



## オフィス・アワー制度について

オフィス・アワー制度は、教員が特定の曜日の特定の時間を学生と接触できるようにし、授業中に生じた疑問などを解決する相談制度であり、加えて生活上の困ったことなど気軽に相談する制度である。この制度を活用して学生生活をより充実したものにしてほしい。実施日程及び詳細は掲示板を確認すること。

## 放送大学との単位互換について

放送大学の授業科目を履修し単位認定を希望する場合は、特別聴講学生として履修する必要がある。本学から放送大学へ一括して申請するので、履修に際しては、事前に生物資源産業学部学務係または教育支援課教養教育係で相談すること。

### (1) 教養教育科目

放送大学の授業科目を、8単位を限度として卒業に必要な単位に含めることができる。(※放送大学と大学間の単位互換協定に基づくeラーニング科目の修得単位を合わせて8単位までを限度とする。)

### (2) 専門科目

放送大学の授業科目4単位を限度として自由科目の単位に含めることができる。

## 外国語技能検定試験や留学による単位の認定

外国語技能検定試験 (TOEIC 等) の成績や、下記大学に留学した場合は所定の条件のもと教養教育科目として単位が認定される場合がある。詳細は別途発行の「教養教育履修の手引」を参照のこと。

外国語	指定研修先
英語	南イリノイ州立大学カーボンデール校, オークランド大学, モナシュ大学
中国語	復旦大学, 武漢大学, 吉林大学, 南京大学
フランス語	グルノーブル第三大学, ボルドー第三大学

## 大学間の単位互換協定に基づく単位互換について

大学間の単位互換協定に基づくeラーニング科目を履修し単位認定を希望する場合は、特別聴講学生として履修する必要がある。開講科目・履修手続き等は、掲示板で確認のこと。履修に際しては、一括して申請するので、生物資源産業学部学務係または教育支援課教務・情報係で相談すること。

なお、卒業に必要な単位に含めることができる教養教育科目の単位数は、放送大学での修得単位を合わせて8単位までを限度とする。

## 履修科目数上限制・学年制について

### (1) 履修科目数上限制について

予習、復習も含めた学修時間の確保と教育の質保証のため、各学期で履修登録可能な単位数の上限を24単位とする。ただし、前年度のGPAが3.0以上の学生については、当該年度の履修登録可能単位数の上限を半期28単位、年間56単位とする。なお、下記に示す科目は履修登録の上限から除外する。

SIH道場, 高大接続科目, 自然科学入門, 集中講義(長期休業中に行うもの),  
卒業要件単位対象外科目, 認定科目, インターンシップ

### (2) 学年制について

学年制が適用される。学年ごとに進級規定があるので、4)進級についてを熟読すること。

## 3) コース制について

本学部は1学部1学科制であり、3つの履修コース(応用生命コース, 食料科学コース, 生物生産システムコース)に分かれている。学生は、教養教育科目と専門科目のうちで生物資源に関する基礎知識を習得する学科共通科目を学んだ上で、2年次からコースに配属となり、さらに学科共通の専門科目(生物資源の生産, 食料・医薬への応用と生物資源の産業化に必要な経営・経済に関する専門科目)を学びながら、コースごとの体系的な科目履修によって専門性を深める。

## コース配属

2年次前期から、専門履修コースとして、応用生命コース、食料科学コース、生物生産システムコースのいずれかを選択する。学生は、クラス担任等教員とのガイダンスによって、進路に対応した履修プログラムを組み、コース専門科目と卒業研究によって専門性を深め、実践的能力を修得する。コースの選択については以下の手順による。なお、コース配属人数は、応用生命コース 35 名、食料科学コース 35 名、生物生産システムコース 30 名を目安とする。

- (1) 1年次・前期開講の「生物資源産業学概論」において、進路選択に関わる情報（各コースの教育・研究内容、就職先等）及び卒業研究を行う研究室選択に関わる内容（各研究室の教育・研究内容等）を提供する。
- (2) クラス担任による定期的なクラス会の開催と個別面談等の実施。（進路や配属コースについて相談等を受け付ける。また、クラス担任以外にも、学年担任、副担任及びアドバイザー教員（学科教務委員、就職委員、学生委員）への相談も可能である。）
- (3) 1年次後期末に実施される学生のコース希望調査、1年次の成績（GPAとGPT）、ラーニング・ポートフォリオによる達成度評価を総合的に判定し、生物資源産業学部会議で審議の上、履修コースを決定する。

## 転コースについて

2年次前期終了後に転コース希望調査を行い、転コース希望学生がいた場合は、教務委員会で審議し、若干名の転コースを承認する。

## 4) 進級について

### 進級要件に関する規定

各年次への進級は、以下の表に定める進級要件をすべて満たした者について、年度末の学部会議で判定を行い、進級を認める。なお、各進級要件に定められた単位数は、卒業要件の単位数に含まれる単位数のみとする。

#### 1年次から2年次への進級要件

1年次で修得する内容に関する到達目標

- ・教養とグローバルコミュニケーション力の基礎の修得
- ・生物資源産業学の重要性と問題点の理解

- (1) 上記の到達目標に関する総合評価試験を受験し、到達度 60%以上を獲得していること。
- (2) 教養教育科目と専門科目をあわせて、35 単位以上修得していること。

#### 2年次から3年次への進級要件

2年次で修得する内容に関する到達目標

- ・幅広い教養と実践的なグローバルコミュニケーション力の修得
- ・生物資源産業学の重要性と問題点の理解

- (1) 上記の到達目標に関する総合評価試験を受験し、到達度 60%以上を獲得していること。
- (2) 教養教育科目と専門科目をあわせて、75 単位以上修得していること。

#### 3年次から4年次への進級要件

3年次で修得する内容に関する到達目標

- ・各コースにおける生物資源の生産・育種、食料加工、医薬、エネルギー等に関する専門応用科目の総合的理解と専門研究技術、専門英語力の修得
- ・生物資源、食品、医薬に関する商業的基盤の講義と体験による理解

- (1) 上記の到達目標に関する総合評価試験を受験し、到達度 60%以上を獲得していること。
- (2) 卒業に必要な教養教育科目の単位（31 単位）をすべて修得していること。
- (3) 専門科目の単位を 79 単位以上修得していること。
- (4) 卒業に必要な専門科目の実習の単位をすべて修得していること。

## 卒業研究着手要件に関する規定

次に指定する諸条件をすべて満たした者は卒業研究に着手することができる。

- (1) 3年次から4年次への進級要件を満たしていること。
- (2) 卒業研究着手に関する生物資源産業学部会議において承認を得ていること。

## 5)卒業について

### 卒業要件

以下の要件を満たした者に学位を与える。

- (1) コースごとに定められたディプロマポリシーに関する総合評価試験を受験し、到達度60%以上を獲得していること。
- (2) 卒業に必要な125単位以上を修得していること。
- (3) 卒業論文を作成し、卒業論文審査会において発表していること。
- (4) 卒業に関する生物産業資源学部会議において承認を得ていること。

卒業に必要な単位数

	教養教育科目		専門科目		計
	必修科目	選択科目	必修科目	選択科目	
応用生命コース	17単位	14単位以上	70単位	24単位以上	125単位以上
食料科学コース	17単位	14単位以上	62単位	32単位以上	125単位以上
生物生産システムコース	17単位	14単位以上	64単位	30単位以上	125単位以上

\*単位修得条件はコースごとに異なるので、注意すること。

### 早期卒業要件（学則第35の2の規定による卒業）

早期卒業を希望する者については、生物資源産業学部教授会で審議の上、卒業研究を行わずに3年次末での卒業を認める。

- (1) 予備審査（3年次前期終了後）  
予備審査では以下のすべての要件を満たしていること。
  - (a) 3年前期までに開講されている必修科目の単位をすべて修得していること。
  - (b) 3年次前期終了時点のGPAが4.0以上であること。
  - (c) 修得単位数が、卒業に必要な単位数の4/5以上であること。
- (2) 本審査（3年次後期終了後）  
本審査では以下のすべての要件を満たしていること。
  - (a) 3年次末現在におけるGPAが4.0以上であること。
  - (b) 教養教育において、卒業要件の31単位以上を修得していること。
  - (c) 専門科目において、卒業に必要な85単位以上（4年次開講の必修科目を除く。）を修得し、さらに専門選択科目より15単位以上を超過して修得していること（選択科目の超過分15単位以上をもって、卒業研究6単位に置き換える）。



## 3 資格について

### 1) 食品衛生管理者及び食品衛生監視員

本学部は、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設として登録されている。これらの資格の取得を希望する場合は、各コースで指定された科目を修得する必要があるが、卒業要件に加えて履修が必要となる科目もあるため、履修登録の前に確認すること。

#### 食品衛生管理者

- ◇特に衛生上の考慮を必要とする食肉製品、食用油脂等、特定の食品の製造または加工を行う事業所に、食品衛生法上設置が義務づけられている専任者をいう。
- ◇食品衛生管理者になるには、食品衛生法等関連法令に定める課程を卒業し、かつ、就職先の事業所が当該者を食品衛生管理者とすることを都道府県知事等に届け出る必要がある。

#### \*食品衛生責任者について\* -管理者と責任者の違い-

飲食店営業、菓子製造業、食肉販売業、魚類販売業等の事業所では、食品衛生責任者を置くことが定められており、食品衛生管理者は食品衛生責任者となることができる。

食品衛生責任者になるには、当該事業所が当該の食品衛生管理者を食品衛生責任者とすることを事業所所在地の都道府県知事等に届け出る必要がある。

#### 食品衛生監視員

- ◇営業施設等の臨検、食品等の収去等、関係法令に定める職権及び食品衛生に関する指導を行うことを目的として、厚生労働大臣、都道府県知事等の所属の長から任命され、この職務を遂行する専任者をいう。
- ◇食品衛生監視員になるには、食品衛生法等関係法令に定める課程を卒業後に国又は地方公共団体の公務員として就職し、かつ、その業務に任命される必要がある。

#### 習得すべき科目の規定

- (1) 表1の「食品衛生法施行規則 別表第14関係」の4区分（化学・生物化学・微生物学・公衆衛生学）について、各区分1科目以上を修得し、表1全体から合計22単位以上を修得すること。
- (2) 表2の「食品衛生法施行規則 別表第15関係」の科目のうちから1科目以上を修得すること。
- (3) 全体（表1・2の科目）から、合計40単位以上を修得すること。

#### コース別の注意事項

##### 応用生命コース

表1の必修科目と選択科目の一部（基礎有機化学・基礎生化学・基礎生理学・基礎食品化学）で25単位、表2の必修科目で8単位が修得できる。後、表1・2の自コースの選択科目から7単位以上を修得すること。

##### 食料科学コース

表1の必修科目と選択科目の一部（基礎有機化学・基礎生化学・基礎生理学・基礎食品化学）で23単位、表2の必修科目で8単位が修得できる。後、表1・2の自コースの選択科目から9単位以上を修得すること。

##### 生物生産システムコース

表1の必修科目と選択科目の一部（基礎有機化学・基礎生化学・基礎生理学・基礎食品化学）で19単位、表2の必修科目で10単位が修得できる。（表1の科目は3単位分が不足している）後、表1・2の選択科目から11単位以上を修得すれば資格がとれるが、表1の不足3単位分を表1の他コースの科目から修得する必要がある。すなわち、表1の応用生命・食料科学コースの選択科目から3単位以上を、上記の「11単位以上」に含めて修得すること。出来れば、表1の○がついている科目を修得することを勧める。

表1 食品衛生法施行規則 別表第14関係

区分	科目名	単位数	各コースの必修・選択の別			備考
			応用生命	食料科学	生物生産システム	
化学	分析化学	2	必修	必修	必修	
	基礎有機化学	2	選択	選択	選択	
	基礎化学実習	1	必修	必修	必修	
	有機化学実習	1	必修	選択		
	天然物化学	2		選択		
生物化学	生物資源産業学概論	2	必修	必修	必修	
	基礎生化学	2	選択	選択	選択	
	基礎生理学	2	選択	選択	選択	
	基礎食品化学	2	選択	選択	選択	
	生物化学工学概論	2	必修	必修	必修	
	生化学	2	必修			
	生化学実習	1	必修	選択		
	機能食品学	2		選択		
	酵素化学	2	選択	選択		
	栄養生理学	2		選択		
	食品アレルギー学	2		選択		
	食料科学実習Ⅰ	2		必修		
食料科学実習Ⅱ	2		必修			
微生物学	基礎微生物学	2	必修	必修	必修	
	微生物学	2	選択		○	
	微生物検査科学	2	選択			
	微生物学実習	1	必修	選択		
	発酵学実習	1	必修	選択		
	食品加工保蔵学	2		選択		
	食品微生物学	2		選択		
発酵醸造学	2		選択			
公衆衛生学	食品・生物資源関連法規	2	必修	必修	必修	
	食品衛生学	2		選択	○	

上記科目のうちから各区分1科目以上を履修し、合計22単位以上を修得する。

表2 食品衛生法施行規則 別表第15関係

科目名	単位数	各コースの必修・選択の別			備考
		応用生命	食料科学	生物生産システム	
生物生産科学概論	2	必修	必修	必修	
食と健康概論	2	必修	必修	必修	
生産フィールド科学概論	2	必修	必修	必修	
生体高分子学	2	選択			
生物有機化学	2	選択			
応用微生物学	2	選択			
生物資源産業学実習	2	必修	必修	必修	
食品・栄養学概論	2		選択		
バイオアセスメント学	2		選択		
遺伝子資源利用学	2		選択		
ビタミン学	2		選択		
食と漢方	2		選択		
味覚サイエンス	2		選択		
病態栄養学	2		選択		
植物生理学	2			必修	
動物生産科学	2			選択	
水圏生産科学	2			選択	
植物病理学	2			選択	
植物環境応答生理学	2			選択	
水産資源学	2			選択	
家畜繁殖学	2			選択	

上記科目のうちから1科目以上を履修し、別表第14に該当する申請科目の履修を含め合計40単位以上を修得する。

## 2) 上級バイオ技術者(受験資格)

本学部の学生には、上級バイオ技術者認定試験の受験資格が与えられる(3年次から受験可能)。

上級バイオ技術者認定試験は、バイオ技術の進歩に対応して「生命工学技術の中で生物利用技術を中心に遺伝情報利用技術、増殖能利用技術および安全管理技術、並びにそれらに関する知識を持ち、指導的立場でそれを実際にバイオテクノロジーに応用し得る資質を高めた高度な技術者」を認定するものであり、毎年、1年に1回開催される。

受験にあたっての詳細は、NPO法人日本バイオ技術教育学会のホームページを参照すること。

### 3) 食の6次産業化プロデューサー

#### ■「食の6次産業化プロデューサー」(愛称:食 Pro.)とは?

生産(1次産業),加工(2次産業),流通・販売・サービス(3次産業)の一体化や連携により,地域の農林水産物を活用した加工品の開発,消費者への直接販売,レストランの展開など,食分野で新たなビジネスを創出する方のごとです。

本学部では,食の6次産業化を担う人材の育成プログラムの認証を受けており,下記科目を履修すると,「食の6次産業化プロデューサー」(レベル3)のレベル判定を申請できます。

プログラム構成と修了要件

科目名	開講時期	単位数	各コースの必修・選択の別			備考
			応用生命	食料科学	生物生産システム	
生物生産フィールド実習	1年前期	1	必修	必修	必修	
基礎食品化学	1年後期	2	選択	選択	選択	
起業体験実習	1年後期	1	必修	必修	必修	
経営学入門	1年後期	2	必修	必修	必修	
食品・生物資源関連法規	2年前期	2	必修	必修	必修	
生物生産科学概論	2年前期	2	必修	必修	必修	
フードシステム論	2年後期	2	必修	必修	必修	
水圏生産科学	2年後期	2	選択	選択	選択	
地域資源経済学	2年後期	2	必修	必修	必修	
農業科学総論	2年後期	2	選択	選択	選択	
生物資源産業学実習	2年後期	2	必修	必修	必修	
インターンシップ	3年	2	必修	必修	必修	
ブランド戦略論	3年前期	2	選択	選択	選択	
知的財産の基礎と活用	3年前期	2	必修	必修	必修	
アグリビジネス起業論	3年後期	2	必修	必修	必修	
食品マーケティング論	3年後期	2	必修	必修	必修	
商品開発プロジェクト演習	3年後期	1	必修	必修	必修	

#### ■プログラム全体の修了要件

この課程を修了するには,次の要件を満たす必要がある。

- ①教養教育科目31単位以上,専門科目94単位以上,合計125単位を履修する。

## 4 生物資源産業学部のコースについて

### 1) 応用生命コース

#### コースの特徴

近年、生命が持つ多様な機能の有効利用技術は農学、工学、医学等の分野で進められ、その成果は将来の人類社会に大きく貢献するものと期待されている。応用生命コースは、生命分子や細胞の基礎研究からゲノム工学、細胞工学、微生物工学等の応用研究までの学問分野を教育の対象として、生物資源からの医薬品開発、培養細胞によるタンパク質医薬品の大量生産や創薬スクリーニング等の医薬工連携分野及びバイオエネルギー生産等の知識や技術を重点的に学ぶ。「創薬学」、「細胞バイオ工学」、「免疫工学」、「微生物検査科学」、「再生医学」、「医用工学」等の講義を受講することにより、医学的観点からの生物資源の応用を学ぶ。

#### 教育の特色

- (1) 生物資源からの医薬技術や再生エネルギー生産技術を学ぶ。
- (2) バイオ産業の起業化・産業化に関する知識を習得する。

#### ディプロマポリシー

- (1) 知識・理解：生命科学・生物工学分野の基礎知識と、多様な生命現象やバイオテクノロジーに関する専門知識を修得している。
- (2) 汎用的技能：多様な生物資源の特性を、高度な生物工学技術により応用し、社会に貢献できる論理的思考ができる。
- (3) 態度・志向性：生物工学に携わる人材として相応しい豊かな人格、教養、倫理観、コミュニケーション力を有し、バイオテクノロジーによる地域社会、国際社会の課題解決を志向する。
- (4) 統合的な学習経験と創造的思考力：生命科学・生物工学に関する総合的な視点から、社会の諸問題の分析、解決に積極的に取り組み、生物資源を利用した新たな産業の創出に貢献できる。

#### 卒業に必要な単位数

科目区分		必修	選択
教養教育科目	一般教養教育科目		6単位以上
	グローバル化教育科目		2単位以上
	イノベーション教育科目		2単位以上
	基礎基盤教育科目	8単位	
	汎用的技能教育科目	3単位	
	地域科学教育科目		2単位以上
	外国語教育科目	6単位	2単位以上
小計		17単位	14単位以上
専門科目	学科共通科目	24単位	8単位以上
	専門英語教育科目	5単位	
	経済・経営関連科目	16単位	
	コース専門科目	2単位	16単位以上
	実習・演習科目	17単位	
	卒業研究	6単位	
小計		70単位	24単位以上
合計		125単位以上	

## 応用生命コース 教育課程表

### 教養教育科目

授業科目の区分	授業科目 (分野)	単位数		
		必修	選択	自由
一般教養教育科目	歴史と文化	6		
	人間と生命			
	生活と社会			
	自然と技術			
グローバル化教育科目			2	
イノベーション教育科目			2	
基礎基盤教育科目	基礎数学	4		
	基礎物理学	2		
	ウェルネス総合演習	2		
汎用的技能教育科目	S I H道場	1		
	情報科学	2		
地域科学教育科目			2	
外国語教育科目	英語	6		
	英語以外の外国語		2	
教養教育科目小計		17	14	

### 専門科目

	授業科目	単位数			開講時期及び授業時間数 (1週当たり)								担当者	履修 登録 上限 外	GPA 上限 外	
		必修	選択	自由	1年		2年		3年		4年					計
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期				
学科 共通 科目	キャリアパス	2			2								2	長宗, 辻, 小山, 横井川, 櫻谷, 玉, 音井, 中村(嘉), 宇都, 刑部, 松木, 濱野		
	生物資源産業学概論	2			2								2	宇都, 刑部, 音井, 小山, 櫻谷, 辻, 長宗, 中村(嘉), 濱野, 松木, 横井川, 大政, 玉		
	分析化学	2			2								2	佐々木, 山田		
	基礎物理化学		2		2								2	松木, 玉井		
	基礎有機化学		2		2								2	宇都, 山田		
	基礎生化学		2		2								2	横井川, 辻, 湯浅		
	基礎生理学		2		2								2	小山, 赤松		
	基礎食品化学		2		2								2	金丸, 向井		
	生物生産科学概論	2					2						2	刑部(敬), 刑部(祐), 三戸, 宮脇, 藪内, 森		
	食と健康概論	2					2						2	小山, 櫻谷, 辻, 長宗, 横井川, 赤松, 金丸, 田中, 山本, 川上, 向井		
	基礎微生物学	2					2						2	長宗, 友安		
	食品・生物資源関連法規	2					2						2	辻, 竹内, 末崎, 播		
	生産フィールド科学概論	2						2					2	濱野, 音井, 佐藤, 服部, 山城, 岡, 山下, 峯本, 安岡, 市原		
	生物化学工学概論	2						2					2	中村(嘉), 大政		
	生物情報処理学	2							2				2	山下		
	技術者倫理	2								2			2	堂道, 吉村		
生物資源産業学特別講義	2									2		2	中嶋, 池田, 大江, 中村(卓), 三宅			
専門 英語 教育 科目	生物資源産業学基礎英語	2						2				2	岸本			
	生物資源産業学専門英語	2							2			2	岸本			
	英語論文講読	1									2	2	指導教員			

	授業科目	単位数			開講時期及び授業時間数（1週当たり）								担当者	履修登録 上限 外	GPA 上限 外	
		必修	選択	自由	1年		2年		3年		4年					計
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期				
経済・経営関連科目	経済学基礎	2			2								2	橋本		
	経営学入門	2				2							2	下畑		
	起業体験実習	1				2							2	里見		
	地域資源経済学	2					2						2	玉		
	フードシステム論	2					2						2	橋本		
	知的財産の基礎と活用	2							2				2	織田, 坂井, 荒木, 井内		
	国際農業論			2					2				2	玉		
	ブランド戦略論			2					2				2	橋本		
	アグリビジネス起業論	2								2			2	玉		
	食品マーケティング論	2								2			2	橋本		
	商品開発プロジェクト演習	1									2		2	竹本, 廣政, 橋口, 本所		
応用生命科学コース	生化学	2					2						2	友安		
	生体高分子学		2				2						2	玉井		
	微生物学		2					2					2	間世田		
	生物物理化学		2					2					2	松木		
	生物有機化学		2					2					2	山田		
	分子生物学		2					2					2	三戸		
	応用微生物学		2						2				2	櫻谷		
	タンパク質工学		2							2			2	辻, 鬼塚		
	細胞情報学		2							2			2	湯浅		
	バイオリアクター工学		2							2			2	中村(嘉)		
	細胞バイオ工学		2							2			2	大政		
	創薬学		2								2		2	宇都		
	免疫工学		2								2		2	長宗		
	微生物検査科学		2								2		2	田端		
	応用発酵学		2								2		2	櫻谷		
	バイオマス利用学		2								2		2	佐々木		
	再生医学		2								2		2	岸本		
医用工学		2									2	2	坂口, 立花, 内山, 太田, 村松			
食料科学コース	天然物化学			2			2						2	田中, 佐々木, 浅田		
	食品・栄養学概論			2			2						2	辻, 赤松		
	バイオアセスメント学			2			2						2	小山		
	食品加工保蔵学			2			2						2	金丸		
	遺伝子資源利用学			2			2						2	川上		
	食品微生物学			2			2						2	横井川		
	機能食品学			2					2				2	向井		
	酵素化学		2						2				2	辻, 川上		
	食品衛生学			2					2				2	横井川, 金丸		
	栄養生理学			2					2				2	赤松		
	ビタミン学			2					2				2	山本		
	食と漢方			2					2				2	田中		
	食品アレルギー学			2						2			2	長宗, 亀村		
	味覚サイエンス			2						2			2	赤松, 非常勤		
	病態栄養学			2						2			2	山本		
発酵醸造学			2						2			2	櫻谷			

	授業科目	単位数			開講時期及び授業時間数（1週当たり）								担当者	履修登録上限外	GPA上限外		
		必修	選択	自由	1年		2年		3年		4年					計	
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期					
コース専門科目	植物生理学			2			2							2	刑部(祐)		
	フィールド環境生態学			2			2							2	濱野, 河口		
	農業科学総論			2			2							2	藪内		
	植物学総論			2			2							2	佐藤, 山城		
	グローバル生産環境論			2			2							2	大橋		
	森林科学			2			2							2	服部, 山下		
	動物生産科学			2			2							2	音井		
	水圏生産科学			2			2							2	濱野, 岡		
	栽培育種工学			2						2				2	刑部(敬)		
	植物病理学			2						2				2	佐藤		
	森林代謝学			2						2				2	服部		
	応用昆虫学			2						2				2	三戸		
	植物環境応答生理学			2						2				2	刑部(祐)		
	水産資源学			2						2				2	濱野		
	家畜繁殖学			2							2			2	音井		
	植物細胞工学			2							2			2	刑部(敬)		
生物多様性学			2							2			2	山城			
生産環境制御システム論			2							2			2	宮脇			
実習・演習科目	生物生産フィールド実習	1			3									3	玉, 刑部(敬), 刑部(祐), 音井, 濱野, 佐藤, 服部, 三戸, 宮脇, 橋本, 山城, 岡, 山下, 石丸, 谷原, 酒井, 西岡		
	基礎化学実習	1				3								3	宇都, 山田, 浅田, 後藤		
	物理化学実習	1					3							3	松木, 玉井, 後藤		
	有機化学実習	1					3							3	宇都, 山田		
	生物資源産業学実習	2						6						6	宇都, 横井川, 濱野, 玉, 橋本		
	微生物学実習	1						3						3	長宗, 友安, 田端, 白井		
	生化学実習	1						3						3	辻, 湯浅		
	コンピュータープログラミング演習	1							2					2	細川		
	インターンシップ	2							3	3				6	辻, 横井川, 濱野		
	バイオマス実習	1							3					3	中村(嘉), 佐々木, 浅田		
	細胞工学実習	1							3					3	鬼塚		
	応用生命演習Ⅰ	1								2				2	松木, 玉井, 後藤, 宇都, 山田, 中村(嘉), 佐々木, 浅田		
	発酵学実習	1								3				3	櫻谷, 阪本		
応用生命創成実習	1									3			3	宇都, 中村(嘉), 長宗, 松木, 玉井, 友安, 間世田, 湯浅, 浅田, 佐々木, 田端, 山田, 岸本, 白井, 後藤, 鬼塚			
応用生命演習Ⅱ	1									2			2	櫻谷, 辻, 長宗, 間世田, 友安, 湯浅, 田端, 白井, 鬼塚, 阪本			
卒研	卒業研究	6										9	9	18	生物資源産業学科教員		
専門教育科目小計		70	46	70	11	17	28	46	57	49	15	9	232				

\*講義 1 単位につき、1 週当たりの授業時間数は 1 時間である。  
 演習 1 単位につき、1 週当たりの授業時間数は 2 時間である。  
 実習 1 単位につき、1 週当たりの授業時間数は 3 時間である。



## 教養教育科目履修にあたっての注意事項

- 1) 一般教養教育科目  
歴史と文化・人間と生命・生活と社会・自然と技術の4授業科目から3授業科目を選択し、各1授業題目(2単位)以上の計3授業題目(6単位)以上を修得すること。
- 2) グローバル化教育科目  
1授業題目(2単位)以上を修得すること。
- 3) イノベーション教育科目  
1授業題目(2単位)以上を修得すること。
- 4) 基礎基盤教育科目  
基礎数学(4単位)、基礎物理学(2単位)、ウェルネス総合演習(2単位)の計8単位の修得が必要である。  
基礎数学の履修に関しては、統計学(2単位)と微分積分学(2単位)を履修すること。  
基礎物理学の履修に関しては、基礎物理学Ⅰ・物理学概論(1単位)と基礎物理学Ⅱ・物理学概論(1単位)を履修すること。
- 5) 汎用的技能教育科目  
SIH道場(1単位)、情報科学(2単位)の計3単位が必修である。
- 6) 地域科学教育科目  
1授業題目(2単位)以上を修得すること。
- 7) 外国語教育科目  
英語(6単位)と英語以外の外国語(2単位以上)の計8単位以上の修得が必要である。  
英語の履修に関しては、基盤英語(2単位)、主題別英語(2単位)、発信型英語(2単位)の計6単位の履修を標準とする。  
英語以外の外国語の履修に関しては、ドイツ語入門、フランス語入門、中国語入門から同一言語を2単位履修すること。  
外国語の授業は1,2年次学生を中心に時間割が編成されており、3年次以降に履修する場合は、他の専門科目の受講ができないこともあるので注意すること。
- 8) 開講時期・授業時数・担当者等の詳細については、「教養教育履修の手引」および「教養教育授業概要」,「教養教育時間割表」を参照のこと。

## 専門科目履修にあたっての注意事項

- 1) 学科共通科目  
必修科目(24単位)と選択科目(8単位以上)の計32単位以上の修得が必要である。  
選択科目の履修に関しては、基礎物理化学・基礎有機化学・基礎生化学・基礎生理学・基礎食品化学から4科目(8単位)以上を履修すること。
- 2) 専門英語教育科目  
必修科目(5単位)の修得が必要である。
- 3) 経済・経営関連科目  
必修科目(16単位)の修得が必要である。
- 4) コース専門科目  
必修科目(2単位)と選択科目(16単位以上)の計18単位以上の修得が必要である。  
選択科目の履修に関しては、微生物学・生物物理化学・生物有機化学・分子生物学から3科目(6単位)以上、生体高分子学・応用微生物学・タンパク質工学・細胞情報学・バイオリクター工学・細胞バイオ工学・創薬学・免疫工学・微生物検査科学・応用発酵学・バイオマス利用学・再生医学・医用工学・酵素化学(食料科学コース専門科目)から5科目(10単位)以上の計16単位以上を修得すること。
- 5) 実習・演習科目  
必修科目(17単位)の修得が必要である。
- 6) 卒業研究  
6単位必修である。
- 7) 履修した自由科目の単位は、選択科目の単位に含む。
- 8) 開講時期・授業時数・担当者等の詳細については、この履修の手引および「授業概要(シラバス)Web版」,「生物資源産業学部時間割表」を参照のこと。

## 履修モデル

### (1) バイオメディカルモデル

生命現象を理解するために必要な基礎科学分野と医学領域への生物資源の応用に必要な健康科学分野に関する授業科目を重点的に履修する。ものづくりの視点から生物資源を捉え、有用物質の大量生産と診断薬・医薬品、食品への応用開発、培養細胞の応用等の知識・技術を修得し、製品化、起業化を志向する人材を育成する。

- (a) 1年次に開講される基礎物理化学，基礎有機化学，基礎生化学，基礎生理学，基礎食品化学はすべて履修する。
- (b) 2年次に開講される微生物学，生物物理化学，生物有機化学，分子生物学は4科目とも履修する。
- (c) コアカリキュラムに加えて，食料科学コース専門科目である栄養生理学，ビタミン学，食と漢方，食品アレルギー学，応用生命コース専門科目であるタンパク質工学，細胞情報学，免疫工学，微生物検査科学，再生医学を履修する。
- (d) 関連分野の卒業研究でより高度な知識，技術を修得する。

### (2) 微生物工学モデル

微生物を利用した先端バイオテクノロジーを理解するために必要な科目を履修し，ものづくりの視点に立った微生物による有用物質の大量生産，微生物の機能改変，微生物制御などの知識・技術を修得し，実用化，起業化を志向できる人材を育成する。

- (a) 1年次に開講される基礎物理化学，基礎有機化学，基礎生化学，基礎生理学，基礎食品化学はすべて履修する。
- (b) 2年次に開講される微生物学，生物物理化学，生物有機化学，分子生物学は4科目とも履修する。
- (c) コアカリキュラムに加えて，食料科学コース専門科目である食品・栄養学概論，遺伝子資源利用学，食品微生物学，食品衛生学，発酵醸造学と，応用生命コース専門科目であるタンパク質工学，微生物検査科学，応用発酵学を履修する。
- (d) 関連分野の卒業研究でより高度な知識，技術を修得する。

### (3) バイオマス利用モデル

バイオマスの理解に必要な植物，化学工学，微生物関連の科目を重点的に履修し，バイオマス利用による循環型社会の構築，再生エネルギーの生産，有用物質の生産，地域社会の活性化などの分野に貢献できる人材を育成する。

- (a) 2年次に開講される微生物学，生物物理化学，生物有機化学，分子生物学は4科目とも履修する。
- (b) コアカリキュラムに加えて，生物生産システムコース専門科目である植物学総論，森林科学，森林代謝学，食料科学コース専門科目である天然物化学，遺伝子資源利用学，酵素化学，応用生命コース専門科目であるバイオリアクター工学，応用発酵学，バイオマス利用学を履修する。
- (c) 関連分野の卒業研究でより高度な知識，技術を修得する。

## 2) 食料科学コース

### コースの特徴

安全な食料の効率的生産による安定供給と機能食品開発に貢献できる能力の育成を目的として、農学、工学、医学、栄養学、薬学的アプローチによる食品の加工・保蔵、機能、安全、栄養、未利用生物資源開発に関する知識を、製品開発や販売戦略等も含めて学ぶ。「食品加工保蔵学」、「食品衛生学」、「遺伝子資源利用学」、「栄養生理学」、「機能食品学」、「食と漢方」、「食品アレルギー学」、「味覚サイエンス」等の講義、さらに、微生物工学や発酵に関する講義や実習を受講することにより、発酵醸造業等の食品産業に貢献できる技術を習得する。

### 教育の特色

- (1) 安心安全な食資源の生産、高機能化、製品加工技術を学ぶ。
- (2) 食品産業の起業化・産業化に関する知識を習得する。

### ディプロマポリシー

- (1) 知識・理解：生命科学、食料科学の基礎知識と、多様な食資源や食品加工、食の安全・安心、産業化に関する総合的な専門知識を修得している。
- (2) 汎用的技能：多様な食資源の応用と新たな食資源の開発によって、社会に貢献できる論理的思考ができる。
- (3) 態度・志向性：食品開発・生産に携わる人材として相応しい豊かな人格、教養、倫理観、コミュニケーション力を有し、食産業による地域社会、国際社会の課題解決を志向する。
- (4) 統合的な学習経験と創造的思考力：食料科学に関する総合的な視点から、社会の諸問題の分析、解決に積極的に取り組み、新たな食品産業の創出に貢献できる。

### 卒業に必要な単位数

科目区分		必修	選択
教養教育科目	一般教養教育科目		6単位以上
	グローバル化教育科目		2単位以上
	イノベーション教育科目		2単位以上
	基礎基盤教育科目	8単位	
	汎用的技能教育科目	3単位	
	地域科学教育科目		2単位以上
	外国語教育科目	6単位	2単位以上
	小計	17単位	14単位以上
専門科目	学科共通科目	24単位	8単位以上
	専門英語教育科目	5単位	
	経済・経営関連科目	16単位	
	コース専門科目		24単位以上
	実習・演習科目	11単位	
	卒業研究	6単位	
	小計	62単位	32単位以上
合計		125単位以上	

## 食料科学コース 教育課程表

### 教養教育科目

授業科目の区分	授業科目 (分野)	単位数		
		必修	選択	自由
一般教養教育科目	歴史と文化	6		
	人間と生命			
	生活と社会			
	自然と技術			
グローバル化教育科目			2	
イノベーション教育科目			2	
基礎基盤教育科目	基礎数学	4		
	基礎物理学	2		
	ウェルネス総合演習	2		
汎用的技能教育科目	S I H道場	1		
	情報科学	2		
地域科学教育科目			2	
外国語教育科目	英語	6		
	英語以外の外国語		2	
教養教育科目小計		17	14	

### 専門科目

	授業科目	単位数			開講時期及び授業時間数 (1週当たり)								担当者	履修 登録 上限 外	GPA 上限 外	
		必修	選択	自由	1年		2年		3年		4年					計
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期				
学科共通科目	キャリアパス	2			2								2	長宗, 辻, 小山, 横井川, 櫻谷, 玉, 音井, 中村(嘉), 宇都, 刑部, 松木, 濱野		
	生物資源産業学概論	2			2								2	宇都, 刑部, 音井, 小山, 櫻谷, 辻, 長宗, 中村(嘉), 濱野, 松木, 横井川, 大政, 玉		
	分析化学	2			2								2	佐々木, 山田		
	基礎物理化学		2		2								2	松木, 玉井		
	基礎有機化学		2		2								2	宇都, 山田		
	基礎生化学		2		2								2	横井川, 辻, 湯浅		
	基礎生理学		2		2								2	小山, 赤松		
	基礎食品化学		2		2								2	金丸, 向井		
	生物生産科学概論	2					2						2	刑部(敬), 刑部(祐), 三戸, 宮脇, 藪内, 森		
	食と健康概論	2					2						2	小山, 櫻谷, 辻, 長宗, 横井川, 赤松, 金丸, 田中, 山本, 川上, 向井		
	基礎微生物学	2					2						2	長宗, 友安		
	食品・生物資源関連法規	2					2						2	辻, 竹内, 末崎, 播		
	生産フィールド科学概論	2						2					2	濱野, 音井, 佐藤, 服部, 山城, 岡, 山下, 峯本, 安岡, 市原		
	生物化学工学概論	2						2					2	中村(嘉), 大政		
	生物情報処理学	2							2				2	山下		
	技術者倫理	2								2			2	堂道, 吉村		
生物資源産業学特別講義	2									2		2	中嶋, 池田, 大江, 中村(卓), 三宅			
専門英語教育科目	生物資源産業学基礎英語	2						2				2	岸本			
	生物資源産業学専門英語	2							2			2	岸本			
	英語論文講読	1									2	2	指導教員			

	授業科目	単位数			開講時期及び授業時間数（1週当たり）								担当者	履修 登録 上限 外	GPA 上限 外	
		必修	選択	自由	1年		2年		3年		4年					計
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期				
経済・経営関連科目	経済学基礎	2			2								2	橋本		
	経営学入門	2				2							2	下畑		
	起業体験実習	1				2							2	里見		
	地域資源経済学	2					2						2	玉		
	フードシステム論	2					2						2	橋本		
	知的財産の基礎と活用	2							2				2	織田, 坂井, 荒木, 井内		
	国際農業論			2					2				2	玉		
	ブランド戦略論			2					2				2	橋本		
	アグリビジネス起業論	2								2			2	玉		
	食品マーケティング論	2								2			2	橋本		
	商品開発プロジェクト演習	1									2		2	竹本, 廣政, 橋口, 本所		
応用生命科学コース	生化学			2			2						2	友安		
	生体高分子学			2			2						2	玉井		
	微生物学			2			2						2	間世田		
	生物物理化学			2			2						2	松木		
	生物有機化学			2			2						2	山田		
	分子生物学		2				2						2	三戸		
	応用微生物学			2					2				2	櫻谷		
	タンパク質工学			2					2				2	辻, 鬼塚		
	細胞情報学			2					2				2	湯浅		
	バイオリアクター工学			2					2				2	中村(嘉)		
	細胞バイオ工学			2					2				2	大政		
	創薬学			2						2			2	宇都		
	免疫工学			2						2			2	長宗		
	微生物検査科学			2						2			2	田端		
	応用発酵学			2						2			2	櫻谷		
	バイオマス利用学			2						2			2	佐々木		
	再生医学			2						2			2	岸本		
	医用工学			2							2		2	坂口, 立花, 内山, 太田, 村松		
食料科学コース	天然物化学		2				2						2	田中, 佐々木, 浅田		
	食品・栄養学概論		2				2						2	辻, 赤松		
	バイオアセスメント学		2				2						2	小山		
	食品加工保蔵学		2				2						2	金丸		
	遺伝子資源利用学		2				2						2	川上		
	食品微生物学		2				2						2	横井川		
	機能食品学		2						2				2	向井		
	酵素化学		2						2				2	辻, 川上		
	食品衛生学		2						2				2	横井川, 金丸		
	栄養生理学		2						2				2	赤松		
	ビタミン学		2						2				2	山本		
	食と漢方		2						2				2	田中		
	食品アレルギー学		2							2			2	長宗, 亀村		
	味覚サイエンス		2							2			2	赤松, 非常勤		
	病態栄養学		2							2			2	山本		
発酵醸造学		2							2			2	櫻谷			

	授業科目	単位数			開講時期及び授業時間数（1週当たり）								担当者	履修登録 上限 外	GPA 上限 外	
		必修	選択	自由	1年		2年		3年		4年					計
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期				
コース 専門科目	植物生理学			2			2						2	刑部(祐)		
	フィールド環境生態学			2			2						2	濱野, 河口		
	農業科学総論			2			2						2	藪内		
	植物学総論			2			2						2	佐藤, 山城		
	グローバル生産環境論			2			2						2	大橋		
	森林科学			2			2						2	服部, 山下		
	動物生産科学			2			2						2	音井		
	水圏生産科学			2			2						2	濱野, 岡		
	栽培育種工学			2						2			2	刑部(敬)		
	植物病理学			2						2			2	佐藤		
	森林代謝学			2						2			2	服部		
	応用昆虫学			2						2			2	三戸		
	植物環境応答生理学			2						2			2	刑部(祐)		
	水産資源学			2						2			2	濱野		
	家畜繁殖学			2							2		2	音井		
	植物細胞工学			2							2		2	刑部(敬)		
生物多様性学			2							2		2	山城			
生産環境制御システム論			2							2		2	宮脇			
実習・演習科目	生物生産フィールド実習	1			3								3	玉, 刑部(敬), 刑部(祐), 音井, 濱野, 佐藤, 服部, 三戸, 宮脇, 橋本, 山城, 岡, 山下, 石丸, 谷原, 酒井, 西岡		
	基礎化学実習	1				3							3	宇都, 山田, 浅田, 後藤		
	物理化学実習		1				3						3	松木, 玉井, 後藤		
	有機化学実習		1				3						3	宇都, 山田		
	生物資源産業学実習	2						6					6	宇都, 横井川, 濱野, 玉, 橋本		
	微生物学実習		1					3					3	長宗, 友安, 田端, 白井		
	生化学実習		1					3					3	辻, 湯浅		
	コンピュータープログラミング演習	1							2				2	細川		
	インターンシップ	2							3	3			6	辻, 横井川, 濱野		
	食料科学実習 I	2								6			3	小山, 櫻谷, 辻, 横井川, 赤松, 金丸, 山本, 川上, 向井, 亀村, 中橋, 阪本		
	食料科学実習 II	2									6		3	小山, 櫻谷, 辻, 横井川, 赤松, 金丸, 山本, 川上, 向井, 亀村, 中橋, 阪本		
発酵学実習		1								3		3	櫻谷, 阪本			
卒研	卒業研究	6									9	9	18	生物資源産業学科教員		
専門教育科目小計		62	49	74	11	17	28	46	52	47	15	9	225	← 演習, 実習		

\*講義 1 単位につき, 1 週当たりの授業時間数は 1 時間である。  
 演習 1 単位につき, 1 週当たりの授業時間数は 2 時間である。  
 実習 1 単位につき, 1 週当たりの授業時間数は 3 時間である。

## 教養教育科目履修にあたっての注意事項

- 1) 一般教養教育科目  
歴史と文化・人間と生命・生活と社会・自然と技術の4授業科目から3授業科目を選択し、各1授業題目(2単位)以上の計3授業題目(6単位)以上を修得すること。
- 2) グローバル化教育科目  
1授業題目(2単位)以上を修得すること。
- 3) イノベーション教育科目  
1授業題目(2単位)以上を修得すること。
- 4) 基礎基盤教育科目  
基礎数学(4単位)、基礎物理学(2単位)、ウェルネス総合演習(2単位)の計8単位の修得が必要である。  
基礎数学の履修に関しては、統計学(2単位)と微分積分学(2単位)を履修すること。  
基礎物理学の履修に関しては、基礎物理学Ⅰ・物理学概論(1単位)と基礎物理学Ⅱ・物理学概論(1単位)を履修すること。
- 5) 汎用的技能教育科目  
S I H道場(1単位)、情報科学(2単位)の計3単位が必修である。
- 6) 地域科学教育科目  
1授業題目(2単位)以上を修得すること。
- 7) 外国語教育科目  
英語(6単位)と英語以外の外国語(2単位以上)の計8単位以上の修得が必要である。  
英語の履修に関しては、基盤英語(2単位)、主題別英語(2単位)、発信型英語(2単位)の計6単位の履修を標準とする。  
英語以外の外国語の履修に関しては、ドイツ語入門、フランス語入門、中国語入門から同一言語を2単位履修すること。  
外国語の授業は1,2年次学生を中心に時間割が編成されており、3年次以降に履修する場合は、他の専門科目の受講ができないこともあるので注意すること。
- 8) 開講時期・授業時数・担当者等の詳細については、「教養教育履修の手引」および「教養教育授業概要」、「教養教育時間割表」を参照のこと。

## 専門科目履修にあたっての注意事項

- 1) 学科共通科目  
必修科目(24単位)と選択科目(8単位以上)の計32単位以上の修得が必要である。  
選択科目の履修に関しては、基礎物理化学・基礎有機化学・基礎生化学・基礎生理学・基礎食品化学から4科目(8単位)以上を履修すること。
- 2) 専門英語教育科目  
必修科目(5単位)の修得が必要である。
- 3) 経済・経営関連科目  
必修科目(16単位)の修得が必要である。
- 4) コース専門科目  
食料科学コース専門科目16科目と分子生物学(応用生命コース専門科目)の17科目から12科目(24単位)以上を修得すること。
- 5) 実習・演習科目  
必修科目(11単位)の修得が必要である。
- 6) 卒業研究  
6単位必修である。
- 7) 履修した自由科目の単位は、選択科目の単位に含む。
- 8) 開講時期・授業時数・担当者等の詳細については、この履修の手引および「授業概要(シラバス)Web版」、「生物資源産業学部時間割表」を参照のこと。



## 履修モデル

### (1) 機能食品モデル

食品、栄養に関する科目を重点的に履修し、多様な生物資源を食資源として捉え、生物資源からの食品加工、有用物質の分離と大量生産、機能食品に関する知識・技術を修得し、製品化や起業化による社会貢献を志向する人材を育成する。

- (a) 1年次に開講される基礎有機化学，基礎物理化学，基礎生化学，基礎生理学，基礎食品化学はすべて履修する。
- (b) 2年次に開講されるバイオアセスメント学，食品加工保蔵学，遺伝子資源利用学，食品微生物学，分子生物学（応用生命コース専門科目）を履修する。
- (c) 3年次に開講される機能食品学，酵素化学，食品衛生学，栄養生理学，ビタミン学を履修する。
- (d) 国際農業論，ブランド戦略論を履修する。
- (e) コアカリキュラムに加えて，生物生産システムコース専門科目である農業科学総論，動物生産科学，水圏生産科学，応用生命コース専門科目である応用微生物学，バイオリクター工学を履修する。
- (f) 関連分野の卒業研究でより高度な知識，技術を修得する。

### (2) 発酵醸造モデル

発酵，醸造による食品製造に関する科目を重点的に履修し，微生物による食資源の有効活用と有用物質の大量生産，機能改変微生物による新規発酵技術等の知識・技術を修得し，製品化や起業化による社会貢献を志向する人材を育成する。

- (a) 1年次に開講される基礎有機化学，基礎物理化学，基礎生化学，基礎生理学，基礎食品化学はすべて履修する。
- (b) 2年次に開講されるバイオアセスメント学，食品加工保蔵学，遺伝子資源利用学，食品微生物学，分子生物学（応用生命コース専門科目）を履修する。
- (c) 3年次に開講される発酵醸造学，機能食品学，酵素化学，食品衛生学，栄養生理学，ビタミン学を履修する。
- (d) 国際農業論，ブランド戦略論を履修する。
- (e) コアカリキュラムに加えて，応用生命コース専門科目である応用微生物学，バイオリクター工学，応用発酵学，細胞バイオ工学，バイオマス利用学を履修する。
- (f) 関連分野の卒業研究でより高度な知識，技術を修得する。



### 3) 生物生産システムコース

#### コースの特徴

植物工場に代表される先端技術を利用した生物生産システム，生物が本来有する遺伝子による品種改良，生産生態系における資源管理手法や増殖技術，高付加価値を有する動植物の開発と種苗生産，フードシステムの基本的理解に基づく市場ニーズの動向を的確に捉えた販売戦略の企画力を習得する。また，農林水畜産学の基礎に加えて，生産フィールドの生態系保全の重要性を理解するために「フィールド環境生態学」，「グローバル生産環境論」等を受講し，さらに，「栽培育種工学」，「植物細胞工学」，「生産環境制御システム論」等の講義や実習等により先端的な農業を実践的に学ぶ。

#### 教育の特色

- (1) 最新バイオテクノロジーと工学による1次産業の効率化を学ぶ。
- (2) 6次産業化に必要な起業化・産業化に関する知識を習得する。

#### ディプロマポリシー

- (1) 知識・理解：生命科学・生物生産学分野の基礎知識と，生産性の高い持続的農業関連技術と生物資源保全に関する専門知識を修得している。
- (2) 汎用的技能：農工連携，バイオテクノロジーを活用した一次産業によって，地域社会や国際社会に貢献できる論理的思考ができる。
- (3) 態度・志向性：食料や医薬となる生物資源の生産に携わる人材として相応しい豊かな人格，教養，倫理観，コミュニケーション力を有し，六次産業化による地域社会の発展や国際社会への貢献を志向する。
- (4) 統合的な学習経験と創造的思考力：一次産業，地域経済に関する総合的な視点から，社会の諸問題の分析，解決に積極的に取り組み，生物資源を利用した新たな産業の創出に貢献できる。

#### 卒業に必要な単位数

科目区分		必修	選択
教養教育科目	一般教養教育科目		6単位以上
	グローバル化教育科目		2単位以上
	イノベーション教育科目		2単位以上
	基礎基盤教育科目	8単位	
	汎用的技能教育科目	3単位	
	地域科学教育科目		2単位以上
	外国語教育科目	6単位	2単位以上
小計		17単位	14単位以上
専門科目	学科共通科目	24単位	8単位以上
	専門英語教育科目	5単位	
	経済・経営関連科目	16単位	
	コース専門科目	4単位	22単位以上
	実習・演習科目	9単位	
	卒業研究	6単位	
小計		64単位	30単位以上
合計		125単位以上	

生物生産システムコース 教育課程表

教養教育科目

授業科目の区分	授業科目 (分野)	単位数		
		必修	選択	自由
一般教養教育科目	歴史と文化	6		
	人間と生命			
	生活と社会			
	自然と技術			
グローバル化教育科目			2	
イノベーション教育科目			2	
基礎基盤教育科目	基礎数学	4		
	基礎物理学	2		
	ウェルネス総合演習	2		
汎用的技能教育科目	S I H道場	1		
	情報科学	2		
地域科学教育科目			2	
外国語教育科目	英語	6		
	英語以外の外国語		2	
教養教育科目小計		17	14	

専門科目

	授業科目	単位数			開講時期及び授業時間数 (1週当たり)								担当者	履修登録 上限 外	GPA 上限 外	
		必修	選択	自由	1年		2年		3年		4年					計
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期				
学科共通科目	キャリアパス	2			2								2	長宗, 辻, 小山, 横井川, 櫻谷, 玉, 音井, 中村(嘉), 宇都, 刑部, 松木, 濱野		
	生物資源産業学概論	2			2								2	宇都, 刑部, 音井, 小山, 櫻谷, 辻, 長宗, 中村(嘉), 濱野, 松木, 横井川, 大政, 玉		
	分析化学	2			2								2	佐々木, 山田		
	基礎物理化学		2			2							2	松木, 玉井		
	基礎有機化学		2			2							2	宇都, 山田		
	基礎生化学		2			2							2	横井川, 辻, 湯浅		
	基礎生理学		2			2							2	小山, 赤松		
	基礎食品化学		2			2							2	金丸, 向井		
	生物生産科学概論	2					2						2	刑部(敬), 刑部(祐), 三戸, 宮脇, 藪内, 森		
	食と健康概論	2					2						2	小山, 櫻谷, 辻, 長宗, 横井川, 赤松, 金丸, 田中, 山本, 川上, 向井		
	基礎微生物学	2					2						2	長宗, 友安		
	食品・生物資源関連法規	2					2						2	辻, 竹内, 末崎, 播		
	生産フィールド科学概論	2						2					2	濱野, 音井, 佐藤, 服部, 山城, 岡, 山下, 峯本, 安岡, 市原		
	生物化学工学概論	2						2					2	中村(嘉), 大政		
	生物情報処理学	2							2				2	山下		
技術者倫理	2								2			2	堂道, 吉村			
生物資源産業学特別講義	2									2		2	中嶋, 池田, 大江, 中村(卓), 三宅			
専門英語教育科目	生物資源産業学基礎英語	2						2				2	岸本			
	生物資源産業学専門英語	2							2			2	岸本			
	英語論文講読	1								2		2	指導教員			

	授業科目	単位数			開講時期及び授業時間数（1週当たり）								担当者	履修登録 上限 外	GPA 上限 外	
		必修	選択	自由	1年		2年		3年		4年					計
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期				
経済・経営関連科目	経済学基礎	2			2								2	橋本		
	経営学入門	2				2							2	下畑		
	起業体験実習	1				2							2	里見		
	地域資源経済学	2					2						2	玉		
	フードシステム論	2					2						2	橋本		
	知的財産の基礎と活用	2							2				2	織田, 坂井, 荒木, 井内		
	国際農業論			2					2				2	玉		
	ブランド戦略論			2					2				2	橋本		
	アグリビジネス起業論	2								2			2	玉		
	食品マーケティング論	2								2			2	橋本		
	商品開発プロジェクト演習	1									2		2	竹本, 廣政, 橋口, 本所		
応用生命科学コース	生化学			2			2						2	友安		
	生体高分子学			2			2						2	玉井		
	微生物学			2			2						2	間世田		
	生物物理化学			2			2						2	松木		
	生物有機化学			2			2						2	山田		
	分子生物学			2			2						2	三戸		
	応用微生物学			2					2				2	櫻谷		
	タンパク質工学			2					2				2	辻, 鬼塚		
	細胞情報学			2					2				2	湯浅		
	バイオリアクター工学			2					2				2	中村(嘉)		
	細胞バイオ工学			2					2				2	大政		
	創薬学			2						2			2	宇都		
	免疫工学			2						2			2	長宗		
	微生物検査科学			2						2			2	田端		
	応用発酵学			2						2			2	櫻谷		
	バイオマス利用学			2						2			2	佐々木		
	再生医学			2						2			2	岸本		
	医用工学			2							2		2	坂口, 立花, 内山, 太田, 村松		
	食料科学コース	天然物化学			2			2						2	田中, 佐々木, 浅田	
食品・栄養学概論				2			2						2	辻, 赤松		
バイオアセスメント学				2			2						2	小山		
食品加工保蔵学				2			2						2	金丸		
遺伝子資源利用学				2			2						2	川上		
食品微生物学				2			2						2	横井川		
機能食品学				2					2				2	向井		
酵素化学				2					2				2	辻, 川上		
食品衛生学				2					2				2	横井川, 金丸		
栄養生理学				2					2				2	赤松		
ビタミン学				2					2				2	山本		
食と漢方				2					2				2	田中		
食品アレルギー学				2						2			2	長宗, 亀村		
味覚サイエンス				2						2			2	赤松, 非常勤		
病態栄養学			2						2			2	山本			
発酵醸造学			2						2			2	櫻谷			

	授業科目	単位数			開講時期及び授業時間数（1週当たり）								担当者	履修登録 上限 外	GPA 上限 外		
		必修	選択	自由	1年		2年		3年		4年					計	
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期					
コース 専門科目	植物生理学	2					2						2	刑部(祐)			
	フィールド環境生態学	2					2						2	濱野, 河口			
	農業科学総論		2					2					2	藪内			
	植物学総論		2					2					2	佐藤, 山城			
	グローバル生産環境論		2					2					2	大橋			
	森林科学		2					2					2	服部, 山下			
	動物生産科学		2					2					2	音井			
	水圏生産科学		2					2					2	濱野, 岡			
	栽培育種工学		2							2			2	刑部(敬)			
	植物病理学		2							2			2	佐藤			
	森林代謝学		2							2			2	服部			
	応用昆虫学		2							2			2	三戸			
	植物環境応答生理学		2							2			2	刑部(祐)			
	水産資源学		2							2			2	濱野			
	家畜繁殖学		2								2		2	音井			
植物細胞工学		2								2		2	刑部(敬)				
生物多様性学		2								2		2	山城				
生産環境制御システム論		2									2	2	宮脇				
実習・演習科目	生物生産フィールド実習	1			3								3	玉, 刑部(敬), 刑部(祐), 音井, 濱野, 佐藤, 服部, 三戸, 宮脇, 橋本, 山城, 岡, 山下, 石丸, 谷原, 酒井, 西岡			
	基礎化学実習	1				3							3	宇都, 山田, 浅田, 後藤			
	生物資源産業学実習	2						6					6	宇都, 横井川, 濱野, 玉, 橋本			
	コンピュータープログラミング演習	1								2			2	細川			
	生物生産システム実習Ⅰ	1								3			3	刑部(敬), 刑部(祐), 音井, 濱野, 佐藤, 服部, 三戸, 宮脇, 山城, 岡, 山下, 石丸, 谷原			
	インターンシップ	2								3	3		6	辻, 横井川, 濱野			
	細胞工学実習		1								3		3	鬼塚			
生物生産システム実習Ⅱ	1									3		3	玉, 刑部(敬), 刑部(祐), 音井, 濱野, 佐藤, 服部, 三戸, 宮脇, 橋本, 山城, 岡, 山下, 石丸, 谷原				
卒研	卒業研究	6										9	9	18	生物資源産業学科教員		
専門教育科目小計		64	43	72	11	17	22	40	55	44	15	9	213	← 演習, 実習			

\*講義 1 単位につき, 1 週当たりの授業時間数は 1 時間である。  
 演習 1 単位につき, 1 週当たりの授業時間数は 2 時間である。  
 実習 1 単位につき, 1 週当たりの授業時間数は 3 時間である。

## 教養教育科目履修にあたっての注意事項

- 1) 一般教養教育科目  
歴史と文化・人間と生命・生活と社会・自然と技術の4授業科目から3授業科目を選択し、各1授業題目(2単位)以上の計3授業題目(6単位)以上を修得すること。
- 2) グローバル化教育科目  
1授業題目(2単位)以上を修得すること。
- 3) イノベーション教育科目  
1授業題目(2単位)以上を修得すること。
- 4) 基礎基盤教育科目  
基礎数学(4単位)、基礎物理学(2単位)、ウェルネス総合演習(2単位)の計8単位の修得が必要である。  
基礎数学の履修に関しては、統計学(2単位)と微分積分学(2単位)を履修すること。  
基礎物理学の履修に関しては、基礎物理学Ⅰ・物理学概論(1単位)と基礎物理学Ⅱ・物理学概論(1単位)を履修すること。
- 5) 汎用的技能教育科目  
SIH道場(1単位)、情報科学(2単位)の計3単位が必修である。
- 6) 地域科学教育科目  
1授業題目(2単位)以上を修得すること。
- 7) 外国語教育科目  
英語(6単位)と英語以外の外国語(2単位)以上の計8単位以上の修得が必要である。  
英語の履修に関しては、基盤英語(2単位)、主題別英語(2単位)、発信型英語(2単位)の計6単位の履修を標準とする。  
英語以外の外国語の履修に関しては、ドイツ語入門、フランス語入門、中国語入門から同一言語を2単位履修すること。  
外国語の授業は1,2年次学生を中心に時間割が編成されており、3年次以降に履修する場合は、他の専門科目の受講ができないこともあるので注意すること。
- 8) 開講時期・授業時数・担当者等の詳細については、「教養教育履修の手引」および「教養教育授業概要」、「教養教育時間割表」を参照のこと。

## 専門科目履修にあたっての注意事項

- 1) 学科共通科目  
必修科目(24単位)と選択科目(8単位以上)の計32単位以上の修得が必要である。  
選択科目の履修に関しては、基礎物理化学・基礎有機化学・基礎生化学・基礎生理学・基礎食品化学から4科目(8単位)以上を履修すること。
- 2) 専門英語教育科目  
必修科目(5単位)の修得が必要である。
- 3) 経済・経営関連科目  
必修科目(16単位)の修得が必要である。
- 4) コース専門科目  
必修科目(4単位)と選択科目(22単位以上)の計26単位以上の修得が必要である。  
選択科目の履修に関しては、農業科学総論・植物学総論・グローバル生産環境論・森林科学・動物生産科学・水圏生産科学から4科目(8単位)以上、栽培育種工学・植物病理学・森林代謝学・応用昆虫学・植物環境応答生理学・水産資源学・家畜繁殖学・植物細胞工学・生物多様性学・生産環境制御システム論から7科目(14単位)以上の計22単位以上を修得すること。
- 5) 実習・演習科目  
必修科目(9単位)の修得が必要である。
- 6) 卒業研究  
6単位必修である。
- 7) 履修した自由科目の単位は、選択科目の単位に含む。
- 8) 開講時期・授業時数・担当者等の詳細については、この履修の手引および「授業概要(シラバス)Web版」、「生物資源産業学部時間割表」を参照のこと。

## 履修モデル

### (1) 農工連携モデル

農工連携による生産システムの改良や先端バイオテクノロジーに関する科目を重点的に履修し、より生産性の高い農業、高付加価値製品の生産、新しい品種改良の知識・技術を修得し、農業を通して社会貢献、地域活性化を志向する人材を育成する。

- (a) 2年次に開講される農業科学総論、植物学総論、動物生産科学、森林科学、グローバル生産環境論を履修する。
- (b) 3年次に開講される栽培育種工学、植物病理学、森林代謝学、応用昆虫学、植物環境応答生理学、家畜繁殖学、植物細胞工学、生物多様性学、生産環境制御システム論はすべて履修する。
- (c) コアカリキュラムに加えて、応用生命コース専門科目である分子生物学、微生物学、バイオマス利用学、食料科学コース専門科目である食品微生物学を履修する。
- (d) 関連分野の卒業研究でより高度な知識、技術を修得する。

### (2) 動物増殖モデル

生物資源の育種、養殖、繁殖、利用、管理に必要な水産、畜産、食品、生態学関連科目を重点的に履修し、水産資源や家畜等の利用、環境保全等の分野に関する知識、技術を修得し、水産業、畜産業、林業を通して社会貢献、地域活性化を志向する人材を育成する。

- (a) 2年次に開講されるグローバル生産環境論、森林科学、動物生産科学、水圏生産科学を履修する。
- (b) 3年次に開講される栽培育種工学、森林代謝学、応用昆虫学、水産資源学、家畜繁殖学、生物多様性学、生産環境制御システム論を履修する。
- (c) コアカリキュラムに加えて、食料科学コース専門科目である食品微生物学、食品衛生学、栄養生理学を履修する。
- (d) 関連分野の卒業研究でより高度な知識、技術を修得する。

### (3) 6次産業化モデル

多様な生物資源の特性と活用法を理解するため、広く生物資源、食資源に関する知識・技術、経済・経営に関する知識を修得し、6次産業化を通して地域活性化に貢献できる人材を育成する。

- (a) 教養教育科目群から食の地域経済学、地域の自然と食材、消費者法、会社法入門を履修する。
- (b) 2年次に開講される農業科学総論、植物学総論、動物生産科学、水圏生産科学を履修する。
- (c) 3年次に開講される栽培育種工学、植物病理学、応用昆虫学、植物環境応答生理学、水産資源学、家畜繁殖学、生産環境制御システム論を履修する。
- (d) 国際農業論、ブランド戦略論を履修する。
- (e) コアカリキュラムに加えて、応用生命コース専門科目である微生物学、食料科学コース専門科目である食品・栄養学概論、食品微生物学、食品衛生学、機能食品学、食と漢方、発酵醸造学を履修する。
- (f) 関連分野の卒業研究でより高度な知識、技術を修得する。

## 第2章

# 学生への連絡及び諸手続き





# 1 諸手続きについて

生物資源産業学部では、皆さんが充実した学生生活を送ることができるように、諸証明発行申請などの事務を執っています。その他、皆さんの相談窓口として遠慮せずに利用してください。

なお、学務部発行の『学生生活の手引』も併せてよく読んでおいてください。

## 事務室の窓口業務時間

【平日昼間（土・日・祝日を除く）】 8：30～17：15（12：00～13：00を除く）

## 学務係（理工学部建設棟2階）での相談、申込み

- 1 各種証明書
- 2 学生の入学・卒業及び修了に関する事
- 3 成績管理に関する事
- 4 授業関係及び期末試験等に関する事
- 5 研究生及び科目等履修生等に関する事
- 6 学位に関する事
- 7 講義室の管理に関する事
- 8 学生の休学・復学及び退学等に関する事
- 9 転学部に関する事

## 学務部（教養教育4号館1階）での相談、申込み

- 1 各種証明書
  - (a) 学校学生生徒旅客運賃割引証\*
  - (b) 通学証明書
  - (c) 学生証
  - (d) 健康診断書
  - (e) 在学証明書\*
  - (f) 卒業証明書
  - (g) 修了証明書
- 2 各種奨学金に関する事
- 3 入学料及び授業料免除に関する事
- 4 学生の健康管理に関する事
- 5 合宿研修及び課外活動に関する事
- 6 学生の就職に関する事

\*証明書自動発行機にて、発行可能な証明書です。（各種証明書に関する詳細は、本章2の2）を参照

## 2 学生への通知・連絡方法

大学が学生に対して行う一切の告示・通知・連絡等は、原則としてすべて掲示により伝えることとなっています。したがって、掲示板は皆さんの学生生活と密接なつながりがあり、新しい掲示が次々に出されるので1日1回は、生物資源産業学部掲示板（共通講義棟北側屋外及び中央玄関ホール北側）を必ず見るように習慣付け、自己に不利益な結果を招かないようにしてください。

なお、掲示期間は1週間です。また、教務事務システム（WEB）によるお知らせ機能も利用できます。こちらについても定期的な利用を習慣付けてください。なお、本サービスでは、個人の携帯電話等、頻繁に利用する連絡先メールアドレスを登録しておく事で、個別に通知を受け取る事も出来ます。

### 1) 学生証

学生証は学生の身分を証明するものですので、常時携帯してください。試験の受験時、成績の受領時、附属図書館への入館、図書の見学・借出、学生割引乗車券及び定期券の購入時等のすべてにわたり、身分の確認に必要です。また、本学の教職員より提示請求があった場合はいつでも提示してください。万一、汚損又は紛失した場合は直ちに学務部教育支援課教務・情報係で申請を行い、再交付を受けてください。

### 2) 各種証明書の発行

各種証明書の発行申請については、所定の「証明書交付願」により必要とする日の3日前（申請日、土、日曜日及び祝日は除く）までに手続きをしてください。“証明書交付願”等の必要関係書類は担当係で交付を受けてください。

#### (1) 学生旅客運賃割引証（学割証） <担当 学務部教育支援課>

教育支援課及び理工学部共通講義棟にある証明書自動発行機により入手できます。学割証は、修学上の経済的負担の軽減と学校教育の振興に寄与することを目的として設けられた制度です。この制度を十分に理解し、他人に譲渡したり不正使用等を絶対しないでください。

(a) 年間10枚を限度として使用できます。（ただし、就職支援の一環として、1申請につき5枚を限度に追加を申請できます。）

(b) 学割証の発行は、原則として次の目的により旅行する場合です。

- ・ 休暇等による帰省
- ・ 正課の教育活動（実習を含む。）
- ・ 課外活動
- ・ 就職又は進学のための受験等
- ・ 見学又は行事等への参加
- ・ 傷病の治療等
- ・ 保護者との旅行

#### (2) 通学証明書 <担当 学務部教育支援課>

通学定期券購入のみに発行します。通学以外のアルバイト等には使用しないこと。

(3) 在学証明書、成績証明書、卒業見込証明書 <担当 在学証明書は学務部教育支援課、他は学務係> 教育支援課及び理工学部共通講義棟にある証明書自動発行機により入手できます。

#### (4) その他必要とする証明書

その都度、担当係へ相談してください。

### 3) 休学、復学、退学等の手続き

休学、復学、退学等を希望する学生は、就学上いろいろな問題が生じるので事前に、必ずクラス担任又は学生委員とよく相談して、生じると考えられる問題について助言指導を受けてください。

学生 → クラス担任又は学生委員に相談 → 学務係で所定用紙の交付を受ける → 願出用紙にコース長、学生委員の認印 → 学務係へ提出（希望日の一ヶ月前までに提出すること）

## 休学

- (1) 疾病その他の理由により2か月以上就学することができないときは、医師の診断書（疾病）又は詳細な理由書（疾病以外の理由）等を添えて学長に願い出て、その許可を受けて休学することができます。休学理由によって必要書類が異なりますので、必ず確認してください。
- (2) 休学は、1年を超えることはできません。ただし、特別な理由がある者には更に引き続き1年以内の休学を許可することがあります。
- (3) 休学期間は、通算して4年を超えることはできません。
- (4) 休学期間は、在学期間に算入しません。

注) 休学者の授業料：休学を許可された者は、授業料について次の措置がとられます。

- ア 授業料については、休学願の受理日の翌学期分から、休学期間に応じて免除されます。（受理日の属する学期の授業料は徴収されます。）
- イ 納付済の授業料は返還されません。

## 復学

- (1) 休学期間満了により復学する場合は、復学願の提出は不要です。（ただし、(3)を除く。）
- (2) 休学期間の途中で復学する場合は、復学願の提出が必要です。（ただし、(3)を除く。）
- (3) (1)、(2)にかかわらず、疾病が理由で休学した場合は、復学願及び医師の診断書が必要です。

## 退学

退学しようとする時は、退学願に詳細な理由書を添えて提出し、学長の許可を得なければなりません。退学願を提出するその学期の授業料未納者は、退学願は提出できません。

注) 退学者の授業料：退学しようとする者は、退学を許可された日の属する期の授業料は徴収されます。

## 除籍

次の各項目の一に該当した場合は、教授会の議を経て学長が除籍します。

- (1) 入学料の免除を不許可とされた者又は半額免除を許可された者であって、納付すべき入学料を学長が指定する期日までに納付しない者。
- (2) 正当な理由がなく授業料の納付を怠り、催告しても、納付しない者。
- (3) 学則に定める在学期間を超えた者（生物資源産業学部は通算で8年間。ただし編入学生については6年間）。
- (4) 学則に定める休学期間を超えた者（生物資源産業学部は通算で4年間。ただし編入学生については3年間）。
- (5) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者。

## 他大学受験

本学部に在籍して他大学及び本学他学部の受験を希望する者は、事前に「他大学受験許可願」を提出して、受験許可を受けなければなりません。（許可書の発行までには2週間を必要とします）

- ・ 受験の結果は、速やかにクラス担任又は学生委員に報告すること。
- ・ 合格した大学へ入学する場合は、直ちに退学の手続きをすること。

## 改姓（名）届

変更があれば、直ちに所定の届出用紙により報告してください。

## 4) 転学部

希望者は転学部願を提出し、当該学部の教授会の議を経て学長が許可することがあります。事前に希望する学部の担当係へ相談してください。

## 5) 試験における不正行為に対する措置

試験における不正行為は学生の本分に反する行為であり、絶対してはいけません。不正行為を行った者に対しては次の措置を講じます。

- (1) 授業科目修了の認定に関する試験（追試験・再試験を含む）で不正行為（ほう助を含む）をした者に対しては、学則第52条の規定により懲戒処分を行います。
- (2) 試験において不正行為をした者に対しては、その学期中に履修した全授業科目の成績を取り消し、改めて所定の授業科目を履修させます。

## 6) 成績評価等に関する申し立て

成績評価の疑義がある場合は、下記の方法で申し立てができます。授業に関する申し立ても下記と同様の方法によってください。

- (1) 授業担当教員への申し立て  
成績評価等について疑義がある場合、まず、授業担当教員に申し出てください。担当教員は、試験等資料を保管していますので、確認を行い、必要に応じて訂正等を行うことになっています。
- (2) 教務委員等による相談・調停  
成績評価等の疑義に関する問題が、授業担当教員との協議では解消しない場合は、教務委員に相談してください。授業担当教員が教務委員である場合はコース長、コース長も関係者の場合は、クラス担任、学生委員の順に適切な教員を選択して、相談してください。上記の相談を受けた教員は、事実の確認等を行い、担当教員との話し合いを通じて、問題の解決を図ることとなっています。

## 7) 授業料納付、免除制度及び奨学金制度

### (1) 授業料納付

授業料は、前期分（4月～9月）と後期分（10月～3月）に区分し、次の期間に納付してください。（入学手続きの際に納付した者は除く。）

前期分 → 4月1日から4月30日まで（新入生にあっては、入学許可日から4月30日まで）

後期分 → 10月1日から10月31日まで

納付方法 → 授業料代行納付（預金口座からの引落としによる納付）。

### (2) 授業料免除制度

奨学援助の方法として、授業料免除の制度があります。これは経済的な理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者、また、各期の納期前6ヶ月（新入生は1年）以内での学資負担者の死亡もしくは風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難であると認められた場合には、前期・後期ごとに選考のうえ、授業料の全額または半額が免除されます。なお、この制度の適用を受けるためには授業料免除申請手続きが必要です。手続き方法については、各学部・学務部及び教養教育の掲示板に、前期分は2月上旬、後期分は7月上旬に掲示するので注意してください。

### (3) 奨学資金制度

《日本学生支援機構》日本学生支援機構は、人物、学業ともに優秀かつ健康であって、学資の支弁が困難と認められる者に対して、貸与し、人材の養成と教育の機会均等の実現を図ろうとするものです。奨学金の種類には『第一種奨学金（無利子）』及び『第二種奨学金（有利子）』があります。奨学生の募集については、その都度学生用掲示板に掲示しますが、春の定期募集は4月にあります。

注1：奨学生は「奨学生のしおり」を熟読し、奨学生としての責務を果たし、異動等が生じた時は速やかに所定の手続きをとってください。

2：奨学金継続願の提出奨学生は、毎年所定の月（12～1月頃）に継続願を提出し、審査を受ける必要がある（変更される場合があるので、掲示を注意して見ること）。これを怠ると、奨学生の資格を失うので注意してください。

《日本学生支援機構以外の奨学金》地方公共団体及びその他の奨学金の募集が毎年3月～5月頃にあるので、学生用掲示板を見てください。

## 8) 学生教育研究災害傷害保険

大学の教育研究活動中及び通学中等に、不慮の災害事故により身体に傷害を被った場合、事故の日時、場所、状況、傷害の程度を、事故通知はがき(学務部学生生活支援課学生支援係にあります)により保険会社へ届け出てください。事故の日から30日以内に届け出のない場合は、保険金が支払われない場合がありますので注意してください。

## 9) 学生金庫

学生で、学資金の窮迫している者又は緊急の出費を必要とする者に対して一時援助をするために行う貸付金の制度です。詳細に関しては学務部教育支援課(学生後援会)へ相談してください。

- (1) 貸し付け限度額は10万円までとします。
- (2) 貸し付け期間は、貸し付け日より90日以内とします。
- (3) 貸付金は無利子・無担保とします。

## 10) 住所・連絡先の変更について

学生への連絡は、原則として掲示によりますが、緊急を要する場合の連絡等に必要のため、変更があれば直ちに学務係に届け出てください。また、保証人(保護者等)の変更や住所・連絡先変更の場合も、直ちに「保証人住所変更届」により届け出てください。

## 11) 講義室の使用について

授業及び大学の行事等に差し支えないときに限り、使用許可を受けたのちに課外活動等に使用することができます。使用許可申請は、使用日の3日前までとします。

### 【使用上の注意】

- ・授業後退室時、窓締めを行い、エアコン・蛍光灯の電源スイッチをOFFにしてから退室する。
- ・共通講義棟の講義室内で飲食しない。(自習スペースは可)
- ・自分の持ち込んだゴミは、自分で分別しゴミ箱に捨てて退室する。

## 12) 気象警報が徳島県徳島市に発令された場合の授業の休講

- (1) 午前7時に「暴風警報と大雨警報」,「暴風警報と洪水警報」,「大雪警報」(以下「警報」という)又は特別警報(波浪特別警報を除く。以下同じ)が発表中の場合は、午前の授業を休講とします。午前11時に警報又は特別警報が発表中の場合は、午後の授業を休講とします。
- (2) 授業開始後に警報が発表された場合は、次の時限以降の授業を休講とします。ただし、特別警報が発表された場合は、直ちに休講とします。

## 13) 健康管理

定期健康診断は、毎年4月から5月にかけて学部学年ごとに日を決めて行っています。これは、学校保健法で定められているものですから全員必ず受診してください。また、4年次学生で就職活動などに必要な健康診断証明書は、定期健康診断受診者に対して、保健管理・総合相談センター又は学務部学生生活支援課で発行しています。発行日程等は掲示により通知します。定期健康診断以外に、風邪や腹痛等健康上の問題がある場合は、保健管理・総合相談センターに相談ください。

## 14) 交通事故の防止

最近、学生の交通事故が多発しています。本学学生の中にも、交通事故の当事者となり、身体的及び精神的な打撃を受けて就学に支障を来している者がいるので、交通法規を守り交通事故防止に細心の注意を払うよう努めてください。また、生物資源産業学部では交通事故防止、良好な教育・研究環境を保持するため、以下のような自動車通学、構内におけるオートバイの走行、オートバイ及び自転車の駐輪等の規制を行っているため、厳守してください。駐輪場及び駐車場は別添配置図を参照してください。

下記の項目を守ってください。(第5章「理工学部構内における交通規制実施要項」を参照)

- (1) オートバイは、通学登録をし、所定の『ステッカー』を貼った車両のみ入構を許可し、専用出入口から入構し、

専用駐輪場に整然と駐輪してください。また、構内の走行は禁止します。駐輪及び走行違反を繰り返す車両は、許可を取り消します。オートバイの登録については、生物資源産業学部学務係へ申請してください。

- (2) 自転車は、必ず所定の専用駐輪場に整然と駐輪してください。建物玄関付近及び通路等への不法な駐輪を繰り返した場合には乗入れを禁止します。
- (3) 自動車通学は、原則として禁止します。正当な理由により登録して許可された車は、専用駐車場へ駐車してください。

万一、交通事故が発生した場合は、当事者は加害者・被害者を問わずクラス担任及び学生委員に事故の内容を報告するとともに、交通事故報告書を学務部学生生活支援課へ届け出てください。

## 15) その他

- (1) 学生の電話口への呼び出しは一切行わないので、家族、知人等にも周知しておいてください。
- (2) 学生個人宛の郵便物等は、原則として取り扱いません。
- (3) すべての建物内での喫煙は禁止します。喫煙は、屋外の指定場所で行ってください。
- (4) 盗難には十分注意し、貴重品等の所持品は、自己管理してください。
- (5) 学内における交通事故、盗難被害、遺失物及び拾得物は、速やかに学務係まで届け出てください。
- (6) 火気には十分に注意してください。



## 第3章

# 学生の人権・教育相談等のための体制





# 1 ハラスメントに関する注意

## 1) ハラスメントを防止するための基本的な心構え

ハラスメントとは、「権力を利用して行われる理不尽な行為」と定義されます。大学においては、特に教員と学生との関係では、教員は単位の認定権、研究指導、卒業・修了認定権、学位授与権を持っているので、学生に対して圧倒的に大きな力を持っています。しかし、教員の中には学生に対しての力を意識していない場合も見られます。また、特に教授は、任期付教員の任期更新の評価も行うため、任期付教員に対しても強い力を持っています。このように、大学内には、教員と学生、教員と職員、常勤と非常勤などの間に力関係が存在し、立場が弱い人がハラスメントを受けやすい構造的問題があることを認識する事が重要です。ハラスメントを防止するためには、次のような意識が必要です。

- (1) 個人の尊重という人権保護の基本を理解し、お互いの人権を尊重する。
- (2) 自らの言動の影響力を自覚し、常に相手への配慮を保つ。
- (3) 学生や教職員を指導する立場にある人は、ハラスメントが教育を受ける権利、研究する権利、良好な環境で学習、就労する権利などを侵す人権侵害行為であることを認識し、言動、行動に注意すること。
- (4) 周囲と十分なコミュニケーションを取るよう心がけ、相互の信頼関係を構築すること。

## 2) ハラスメントに相当する行為

### セクシュアル・ハラスメント

- (1) 単位認定や研究指導を条件に交際を強要し、誘いを断ると、成績や評価で不当な扱いをする。
- (2) 不必要に身体に接触し、それを拒否されると怒ったり、嫌がらせをする。
- (3) 相手がいやがっているにも関わらず、容姿に関わる話題を述べたり、性的な冗談を繰り返したり、性的経験を話すように強要する。
- (4) 「男のくせに・・・」「女性は・・・」などの性別に関するステレオタイプ的な発言をする。

### パワー・ハラスメント

- (1) 「バカ」「やめてしまえ」「役立たず」などの人格を否定する発言をする。
- (2) 人事上の権限をほのめかし、不利益をあたえる言動をする。
- (3) 研究を遂行する上で必要な情報を故意に与えない、もしくは業務に支障がでるほどに指示を遅らせる。
- (4) 極端に長い時間働くことや休日出勤を強要する。

### アカデミック・ハラスメント

- (1) 教員が特定の学生に対して、過度にきびしく指導する、もしくは逆に指導しない。
- (2) ミーティング等の人前で罵倒したり「君はだめだね」など人格を否定するような発言を繰り返す。
- (3) 不当に学生の卒業や就職の妨害をする。
- (4) 正当な理由なく、不利なかたちで論文著者名を変更したり、研究チームから除外する。
- (5) 全く同じアプローチによる研究を学生間で競い合わせる。
- (6) 深夜、休日まで極端に拘束し、研究を押し付ける。

## 3) ハラスメントの事例

事例1：教員は、学生を研究に専念させるためにアルバイトやティーチングアシスタントを禁止し、一方、学会発表を強制した。この指導に反発する学生たちに、「出来ない場合は修了を延期されても異議は申し立てません」という誓約書を書くように強要した。こういう場合、言葉だけで誓約書を取らなかった場合でも、無理に誓約書を書かせても、どちらもアカデミック・ハラスメントである。結果的に学生は精神的に追いつめられて鬱状態になり、学業に支障をきたした。

事例2：男性教員は学生たちに「卒業させないぞ」と叱ったり、机をたたいてアカデミック・ハラスメントを繰り返していた。また、飲み会では、女子学生を側に座らせたり、性的な発言を繰り返していた。複数の学生が証言し、調査委員会における事実認定がなされた。加害者に反省は認められない。

事例3：指導している院生に「ばか」とか「ぼけ」とか言ったり、棒切れを投げつけたりしていた。学生は精神的に追いつめられ、研究意欲を失ってしまったという事例である。教員は、事実関係は否定しなかったものの、それは「励ましの意味だった」と弁明している。加害者はこういう弁明をすることが多い。

事例4：教授が同じ学科の教員に対して、「業務命令だ」「辞めろ」と言って無理な命令を繰り返す、「パワーハラスメント」と報道されたが、講義中に性的発言をして学生に不快感を与えたり、侮辱的な言葉で学生を叱ったりもしていたので、実際はパワーハラスメント、アカデミック・ハラスメントそしてセクシュアル・ハラスメントの全てを行っていた。この教授のように、アカデミック・ハラスメントやパワーハラスメントをする人はセクシュアル・ハラスメントもしているケースが多い。

#### 4) ハラスメント問題への対処

生物資源産業学部では、これらのハラスメント問題の解決にあたり、相談者（被害者）の意向、秘密保持などに最大限の配慮を行い、ハラスメントに対しては、以下のような段階に分けて対応を行います。

- (1) 相談員（学生委員またはコース長、クラス担任）が、相談者および相談対象者などから事情を聞き、事実関係を明らかにします。
- (2) 相談者が精神的にダメージを受けていると判断された場合は、相談者の了解が得られれば、学生相談室、職員相談室を紹介し、相談室教員と連携しながら解決点を探ります。

## 2 生物資源産業学部における相談体制

学生は、生物資源産業学部において専門科目を学ぶわけですが、さらに数多くの友人、先輩、あるいは後輩との課外活動、合宿研修あるいは学外行事を通じて、グループとしての共同活動並びに社会勉強を経験しながら人間的に成長し、自律した社会人となる準備をすることになります。しかし、いつも満たされた学生生活を送るわけではなく、学生は学業や進路の悩み事、人間関係の悩み事など多くの悩みを抱えることが少なからずあります。生物資源産業学部では、このような学生生活における問題の解決に当たるために、教務委員、学生委員及びクラス担任を置き、学生の相談に応じております。それぞれの担当教員の氏名は、年度初めに掲示されることになっています。クラス担任は、1年次から3年次（卒業研究を行う研究室に配属するまで）にわたり、相談に応じます。学生は、悩みを抱えた時には、担当教員に相談してください。

## 3 保健管理・総合相談センター総合相談部門における相談体制

徳島大学には、総合相談部門が設けられており、学業や進路上の問題、人間関係、自分の性格や行動についてなど、学生のさまざまな相談に専任カウンセラー及び各学部の教職員（総合相談員、カウンセラー、法律アドバイザー）が対応しています。相談の秘密は厳守されますので、悩み事が生じた場合にひとりで悩むことなく、気軽に総合相談部門を利用してください。総合相談部門には受付担当者が常駐しています。相談のある学生は、まず総合相談部門で相談内容を簡単に説明すると内容に応じて適当な相談員やカウンセラーなどを紹介してもらえます。

総合相談部門：教養教育棟5号館1F（電話：656－7637）  
(e-mail：hsc.counseling@tokushima-u.ac.jp)

## 第4章

### 規則



# 徳島大学学則

昭和33年7月11日  
規則第9号制定

## 目次

### 第1章 総則

#### 第1節 目的(第1条)

#### 第2節 組織(第2条—第9条)

#### 第3節 教育研究評議会, 部局長会議, 教授会等(第10条—第12条の2)

### 第2章 学部通則

#### 第1節 修業年限, 在学期間及び収容定員等(第13条—第15条)

#### 第2節 学年, 学期及び休業日(第16条—第18条)

#### 第3節 入学, 転学部, 転学科, 休学, 退学, 転学, 留学及び除籍(第19条—第28条)

#### 第4節 教育課程及び履修方法(第29条—第34条の7)

#### 第5節 卒業, 学位の授与及び教員の免許状(第35条—第37条の2)

#### 第6節 検定料, 入学料及び授業料(第38条—第45条)

#### 第7節 特別聴講学生, 科目等履修生, 研究生及び外国人留学生(第45条の2—第49条)

#### 第8節 公開講座(第50条)

#### 第9節 賞罰(第51条・第52条)

#### 第10節 寄宿舎及び厚生保健施設(第53条)

### 附則

### 第1章 総則

#### 第1節 目的

##### (目的)

**第1条** 徳島大学(以下「**本学**」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)の精神に則り、有為な人材を育成し、学術の研究を推進し、社会貢献を果たし、もって人類の福祉と文化の向上に貢献することを目的とする。

2 **本学**は、学部又は学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について定め、公表するものとする。

#### 第2節 組織

##### (学部, 学科及び講座等)

**第2条** **本学**に次の学部及び学科を置き、それぞれの学科に講座を置く。

##### 総合科学部

##### 社会総合科学科

##### 医学部

##### 医学科

##### 医科栄養学科

##### 保健学科

##### 歯学部

##### 歯学科

##### 口腔保健学科

##### 薬学部

##### 薬学科

##### 創製薬科学科

##### 理工学部

##### 理工学科

##### 生物資源産業学部

##### 生物資源産業学科

2 講座については、別に定める。

3 医学部保健学科に次の専攻を置く。

##### 看護学専攻

##### 放射線技術科学専攻

##### 検査技術科学専攻

##### (大学院)

**第3条** **本学**に大学院を置き、次の教育部及び研究部を置く。

##### 総合科学教育部

##### 医科学教育部

##### 口腔科学教育部

##### 薬科学教育部

##### 栄養生命科学教育部

##### 保健科学教育部

##### 先端技術科学教育部

##### 総合科学研究部

##### 医歯薬学研究部

##### 理工学研究部

##### 生物資源産業学研究部

2 大学院については、別に定める。

##### (教養教育院)

**第3条の2** **本学**に、**本学**、各学部及び大学院教育部の学位授与の方針に沿った教養教育の運営・質保証を担う責任部局として、教養教育院を置く。

2 教養教育院については、別に定める。

##### (先端酵素学研究所)

**第3条の3** **本学**に、酵素を基盤とした疾患生命科学研究を行うことを目的として、先端酵素学研究所を置く。

2 先端酵素学研究所は、国立大学の教員その他の者で同研究所の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者に利用させるものとする。

3 先端酵素学研究所については、別に定める。

##### (共同教育研究施設等)

**第4条** **本学**に共同教育研究等のため、次のセンター等を置く。

##### 大学開放実践センター

##### 情報センター

##### 放射線総合センター

##### 国際センター

##### 総合教育センター

##### 環境防災研究センター

##### 地域創生センター

##### 研究支援・産官学連携センター

##### AWAサポートセンター

##### 教職教育センター

##### 埋蔵文化財調査室

2 前項のセンター等については、別に定める。

##### (四国産官学連携イノベーション共同推進機構)

**第4条の2** **本学**に、国立大学改革強化推進補助金事業「四国5大学連携による知のプラットフォーム形成事業」の共同実施に関する協定書第3条第2項に基づき、四国地区の5国立大学が連携して、大学の研究の活性化と四国地域の活性化を図るため、四国産官学連携イノベーション共同推進機構(以下「**四国共同機構**」という。)を置く。

2 四国共同機構については、別に定める。

##### (附属図書館)

**第5条** **本学**に附属図書館を置く。

2 附属図書館については、別に定める。

##### (病院)

**第5条の2** **本学**に医学、歯学及び薬学に関する教育研究並びに診療のため、病院を置く。

2 病院については、別に定める。

##### (附属教育研究施設)

**第6条** **本学**に前条に規定するもののほか、次表のとおり教育部等附属教育研究施設を置く。

教育部等	附属教育研究施設
大学院薬科学教育部	附属医薬創製教育研究センター
大学院医歯薬学研究部	総合研究支援センター
先端酵素学研究所	藤井節郎記念医科学センター 糖尿病臨床・研究開発センター

2 前項の教育研究施設については、別に定める。

##### (事務組織)

**第7条** **本学**に事務組織を置く。

2 事務組織については、別に定める。

**第7条の2** 削除

**第7条の3** 削除

##### (保健管理・総合相談センター)

**第7条の4** **本学**に保健管理・総合相談センターを置く。

2 保健管理・総合相談センターについては、別に定める。  
(障がい者就労支援センター)

**第7条の5** 本学に障がい者就労支援センターを置く。

2 障がい者就労支援センターについては、別に定める。  
(その他の組織)

**第7条の6** 第2条から前条までに規定するもののほか、学長が必要と認める場合には、その他の組織を置くことができる。

2 前項の組織については、別に定める。

(職員の組織)

**第8条** 本学の職員は、次のとおりとする。

学長  
副学長  
病院長  
教授  
准教授  
講師  
助教  
助手  
事務職員  
教務職員  
技術職員

2 職員の職務は、学校教育法その他法令に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(教員組織の編成)

**第9条** 教員組織は、本学の教育研究上の目的を達成するため、組織の設置目的に応じて必要な教員をもって編成する。

2 教員組織の編成について必要な事項は、別に定める。

第3節 教育研究評議会、部局長会議、教授会等

(教育研究評議会)

**第10条** 本学の教育研究に関する重要事項は、教育研究評議会で審議する。

2 教育研究評議会については、国立大学法人法(平成15年法律第112号)に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(部局長会議)

**第10条の2** 本学に部局長会議を置く。

2 部局長会議については、別に定める。

(教授会)

**第11条** 各学部、教養教育院、先端酵素学研究所及び病院に教授会を置く。

2 教授会については、別に定める。

(委員会等)

**第12条** 本学に大学教育委員会、学生委員会、入学試験委員会その他必要な委員会等(以下「委員会等」という。)を置く。

2 委員会等については、別に定める。

(特別な組織)

**第12条の2** 第10条から前条までに規定するもののほか、学長が必要と認める場合には、特別な組織を置くことができる。

2 特別な組織については、別に定める。

## 第2章 学部通則

第1節 修業年限、在学期間及び収容定員等

(修業年限)

**第13条** 各学部の修業年限は、次のとおりとする。

総合科学部	4年
医学部	
医学科	6年
医科栄養学科	4年
保健学科	4年
歯学部	
歯学科	6年
口腔保健学科	4年
薬学部	
薬学科	6年
創製薬科学科	4年
理工学部	4年
生物資源産業学部	4年

(修業年限の通算)

**第13条の2** 大学の学生以外の者が、大学入学資格を有した後に、科目等履修生として本学の一定の単位を修得し、その後本学に入学する場合にお

いて、本学が当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認めるときは、その単位数等に応じて、相当期間を修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

2 本条に定めるもののほか、修業年限の通算については、各学部規則で定める。

(在学期間)

**第14条** 在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。ただし、医学部医学科の学生にあっては、第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次、第5年次及び第6年次において、それぞれ4年を超えることができない。歯学部歯学科の学生にあっては、第2年次までは4年、第3年次から第6年次までは8年を超えることができない。薬学部薬学科の学生にあっては、12年を限度とし、第3年次、第4年次、第5年次及び第6年次において、それぞれ4年を超えることができない。

(収容定員等)

**第15条** 各学部の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学 科	入学定員	第2年次編入	第3年次編入	収容定員
総合科学部	社会総合科学科	170			680
医学部	医学科	100			600
	医科栄養学科	50			200
	保健学科				
	看護学専攻	70		10	300
	放射線技術科学専攻	37		3	154
	検査技術科学専攻	17		3	74
	小計	124		16	528
	計	274		16	1,328
歯学部	歯学科	40	3		255
	口腔保健学科	15			60
	計	55	3		315
薬学部	薬学科	40			240
	創製薬科学科	40			160
	計	80			400
理工学部	理工学科				
	昼間コース	550		35	2,270
	夜間主コース	45			180
	計	595		35	2,450
生物資源産業学部	生物資源産業学科	100	2		406
	合計	1,274	5	51	5,579

備考 理工学部の「昼間コース」とは昼間に授業を行うコース、「夜間主コース」とは主として夜間に授業を行うコースをいう。

## 第2節 学年、学期及び休業日

(学年)

**第16条** 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学期)

**第17条** 学年を分けて次の2学期とする。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

**第18条** 授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 開学記念日 11月2日

(4) 春季休業 4月1日から同5日まで

(5) 夏季休業 8月1日から同31日まで

(6) 冬季休業 12月25日から1月7日まで

(7) 学年末休業 3月25日から同31日まで

2 学長は、必要により前項第4号から第7号までの休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることがある。

3 学長は、休業日でも見学、実習等をさせることがある。

第3節 入学、転学部、転学科、休学、退学、転学、留学及び除籍(入学時期)

**第19条** 入学の時期は、毎学年の初めとする。ただし、学部において必要が



あると認めるときは、後期の初めにおいても、学生を入学させることができる。

(入学資格)

**第20条** 本学に入学することのできる者は、学校教育法第90条及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者又は廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

**第20条の2** 本学に入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、入学願書に検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。ただし、検定料の納付について別に定めがある場合は、その定めるところによる。

(入学者選考)

**第21条** 入学志願者については、選抜試験を行い、当該学部教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

(入学手続)

**第21条の2** 合格者は、所定の期日に入学料を納付し、別に定める手続をしなければならない。ただし、入学料の納付について別に定めがある場合は、その定めるところによる。

(入学許可)

**第21条の3** 学長は、前条に定める手続を経た者に対し、入学を許可する。

(編入学)

**第21条の4** 医学部保健学科の第3年次へ編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、医学部の指定する単位を修得した者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学に2年以上在学した者
- (3) 短期大学を卒業した者
- (4) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たす者に限る。)を修了した者(学校教育法第90条に規定する者に限る。)

2 歯学部歯学科の第2年次へ編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、歯学部の指定する単位を修得した者とする。

- (1) 修業年限4年以上の大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学したことのある者

3 理工学部の第3年次へ編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学に2年以上在学し、理工学部の定める単位を修得した者
- (3) 短期大学を卒業した者
- (4) 高等専門学校を卒業した者
- (5) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条に規定する者に限る。)

4 生物資源産業学部の第2年次へ編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学に1年以上在学し、生物資源産業学部の定める単位を修得した者

- (3) 短期大学を卒業した者
- (4) 高等専門学校を卒業した者
- (5) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条に規定する者に限る。)

5 前各項の規定により編入学した者の在学期間及び既修得単位の認定については、第22条の2第1項の規定を準用する。

6 第20条の2から前条までの規定は、編入学の場合に準用する。

(再入学)

**第21条の5** 学長は、本学の退学者で、再び同一学部に入學を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、当該学部教授会において選考の上、これを許可することができる。

(補欠入学)

**第22条** 学長は、次の各号のいずれかに該当する者は、欠員がある場合に限り、当該学部教授会において選考の上、入学を許可することができる。

- (1) 他の大学の学生で、当該学部長又は学長の承認を得て、本学の同種の学部に転学を志願する者
- (2) 他の大学に2年以上在学し、入学を希望する学部の定める単位を修得した者で、入学を志願する者
- (3) 大学の学部を卒業した者で、入学を志願する者
- (4) 短期大学を卒業した者で、入学を志願する者
- (5) 高等専門学校を卒業した者で、入学を志願する者
- (6) 国立養護教諭養成所又は国立工業教員養成所を卒業した者で、入学を志願する者
- (7) 従前の規定による大学、高等学校、専門学校又は教員養成諸学校を卒業した者若しくは従前の規定による大学を退学した者で、入学を志願する者

(再入学等における在学期間等)

**第22条の2** 前2条の規定により入学した者の在学期間及び既修得単位の認定については、それぞれ当該学部において定める。ただし、教養教育の授業科目に該当する科目の既修得単位の認定については、徳島大学教養教育履修規則(以下「教養教育履修規則」という。)で定める。

2 第21条の2及び第21条の3の規定は、前2条の入学を許可する場合に準用する。

(転学部)

**第22条の3** 学生が所属学部長の承認を得て本学の他の学部に転学部を願い出たときは、学長は、転学部をしようとする学部教授会の議を経て許可することができる。

2 本条に定めるもののほか、転学部については、各学部規則及教養教育履修規則で定める。

(転学科)

**第22条の4** 学生が所属の学部内の学科と異なる当該学部の学科に転学科を願い出たときは、学長は、当該学部教授会の議を経て許可することができる。

2 本条に定めるもののほか、転学科については、各学部規則及び教養教育履修規則で定める。

(休学)

**第23条** 疾病その他の理由により2月以上就学することができないときは、医師の診断書又は詳細な理由書を添え学長に願い出てその許可を受けて休学することができる。

2 疾病のため就学することが適当でない認められる学生に対しては、学長は、これを休学させることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であって、徳島大学大学院学則第18条第3項第7号に該当する者が、大学院医科学教育部の博士課程に入学するときは、学長に願い出てその許可を受けて休学することができる。

**第24条** 休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある者には、更に引き続き1年以内の休学を許可することができる。

2 休学期間は、通じて4年(医学部医科学科学生、歯学部歯科学科学生及び薬学部薬学科学科学生は6年)を超えることができない。

3 前条第3項の休学期間は、第1項の規定にかかわらず、引き続き4年を超えることができない。ただし、特別の理由がある者には、更に引き続き1年以内の休学を許可することができる。

4 休学期間は、第14条の在学期間に算入しない。

**第25条** 休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

2 第23条第2項の規定により休学を命ぜられた者が復学しようとする場合は、医師の診断書を添え学長に願ひ出てその許可を受けなければならない。

(退学)

**第26条** 学生が退学しようとするときは、理由書を添え学長に願ひ出てその許可を受けなければならない。

(転学)

**第27条** 学生が他の大学に転学しようとするときは、理由書を添え学長に願ひ出てその許可を受けなければならない。

(留学)

**第27条の2** 本学が教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該大学又は短期大学に留学することができる。

2 第34条の2第2項から第5項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

3 本条に定めるもののほか、留学に関する事項については、各学部規則で定める。

(除籍)

**第28条** 次の各号のいずれかに該当する者には、当該学部教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除若しくは徴収猶予を許可された者であつて、納付すべき入学料を学長が指定する日までに納付しない者

(2) 正当な理由がなく授業料の納付を怠り、催告しても、なお、納付しない者

(3) 第14条に定める在学期間を超えた者

(4) 第24条第2項に定める休学期間を超えた者

(5) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

#### 第4節 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成方針)

**第29条** 教育課程の編成に当たっては、各学部の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

2 教育課程は、本学及び各学部の教育上の目的を達成するため、教養教育及び専門教育の授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分けて各年次に配当するとともに、体系的に編成するものとする。

(授業科目の開設)

**第29条の2** 教養教育の授業科目は教養教育院が、専門教育の授業科目は各学部がそれぞれ前条の方針に基づき開設するものとする。

2 教養教育の授業科目は、教養教育院が責任部局となり、全学部が協力するものとする。

(考查及び単位)

**第30条** 教育課程の修了は、所定の授業科目の修了によるものとし、授業科目の修了者には、所定の単位を与える。

2 1単位は、授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準による。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、各学部規則及び教養教育履修規則(以下「各学部規則等」という。)で定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、各学部規則等で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、各学部規則等で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により1の授業科目を構成する授業を行う場合については、前2号の基準を基礎として、各学部規則等が定める時間の授業をもって1単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

4 授業科目修了の認定は、出席及び試験の成績等を審査して行う。

(授業の方法)

**第30条の2** 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業については、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメ

ディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(履修方法等)

**第31条** 教養教育の授業科目、単位、履修方法、試験等は、教養教育履修規則の定めるところによる。

**第32条** 専門教育の授業科目、単位、履修方法、試験等は、各学部規則の定めるところによる。

(成績評価基準等の明示等)

**第33条** 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(大学院授業科目の履修)

**第34条** 本学が教育上有益と認めるときは、所属学部長の推薦及び当該授業科目を開設する教育部長の承認に基づき、学生は、学長の許可を得て進学を志望する本学大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項に規定するもののほか、大学院授業科目の履修について必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

**第34条の2** 本学が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 他の大学又は短期大学での履修の期間は、次のとおりとする。

(1) 原則として1年以内とする。ただし、特別な理由がある場合には、協議の上、更に1年を限り延長することができる。

(2) 履修の期間は、通算して2年を超えることができない。

4 他の大学又は短期大学での履修の期間は、本学の在学期間に算入する。

5 学生は、他の大学又は短期大学の授業科目を履修している間においても、本学に正規の授業料を納付しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、他の大学又は短期大学における授業科目の履修について必要な事項は、別に定める。

7 第1項、第2項及び前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

**第34条の3** 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第2項(第27条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 本条に定めるもののほか、大学以外の教育施設等における学修について必要な事項は、別に定める。

(休学中の外国の大学における学修)

**第34条の4** 本学が教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に、外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、第34条の2第2項(第27条の2第2項及び第34条の2第7項において準用する場合を含む。)及び第34条の3第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 本条に定めるもののほか、休学中の外国の大学における学修について必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

**第34条の5** 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った第34条の3第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。



3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学及び補欠入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条の2第2項（第27条の2第2項及び第34条の2第7項において準用する場合を含む。）、第34条の3第1項及び前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 本条に定めるもののほか、入学前の既修得単位等の認定について必要な事項は、別に定める。  
（長期にわたる教育課程の履修）

**第34条の6** 学生が職業を有している等の事情により、第13条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、当該学部の教授会の議を経て、学長は、その計画的な履修を許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、各学部長が別に定める。  
（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

**第34条の7** 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第5節 卒業、学位の授与及び教員の免許状  
（卒業）

**第35条** 本学に第13条に規定する年限以上在学し、卒業の要件として各学部規則で定める単位を修得した者に対しては、卒業を認定する。

2 卒業の要件として修得すべき単位のうち、第30条の2第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

**第35条の2** 本学の学生（医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科に在学する者を除く。）で本学に3年以上在学した者（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、前条第1項に定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、第13条の規定にかかわらず、その卒業を認定することができる。

2 前項の卒業の認定の基準については、当該学部規則で定める。

**第36条** 卒業の認定は、当該学部の教授会の議を経て、学長が行う。

2 卒業の認定は、毎学年度の終わりに行う。ただし、やむを得ない理由により、この認定を受けることができなかつた者については、次年度においてこれを行うことができる。

3 前項本文の規定にかかわらず、後期に入学した者に対する卒業の認定又は前条第1項の規定による卒業の認定は、前期の終わりにおいても行うことができる。

（学位の授与）

**第37条** 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

（教員の免許状）

**第37条の2** 本学の学生に教員の免許状授与の所要資格を取得させることのできる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科	教員の免許状の種類	免許教科
総合科学部	社会総合科学科	中学校教諭一種免許状	国語、社会、美術、保健体育、英語
		高等学校教諭一種免許状	国語、地理歴史、公民、美術、保健体育、情報、英語
医学部	保健学科	養護教諭一種免許状	
理工学部	理工学科 昼間コース 夜間主コース	中学校教諭一種免許状	数学、理科
		高等学校教諭一種免許状	数学、理科、情報、工業

第6節 検定料、入学料及び授業料

（検定料、入学料及び授業料）

**第38条** 検定料、入学料及び授業料の額、徴収方法等は、この規則に定めるもののほか、別に定めるところによる。

（授業料の納付）

**第39条** 授業料は、年度を前期及び後期の2期に区分し、前期にあつては4月、後期にあつては10月にそれぞれ年額の2分の1に相当する額を納付しなければならない。ただし、授業料の納付について別に定めがある場合は、その定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、学生の申し出があつたときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規

定にかかわらず、入学を許可される者の申し出があつたときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

（既納の検定料等）

**第40条** 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

2 第21条に規定する選抜試験において、出願書類等による選抜（以下この項において「第一段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下この項において「第二段階目の選抜」という。）を行う場合は、前項の規定にかかわらず、第一段階目の選抜の不合格者に対し、当該者の申し出により第二段階目の選抜に係る検定料相当額を返還するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる授業料相当額については、当該授業料を納付した者の申し出により、これを返還するものとする。

(1) 入学を許可するときに授業料を納付した者が入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合における当該授業料相当額

(2) 前期分授業料徴収の際に後期分授業料を併せて納付した者が後期の徴収の時期前に休学又は退学した場合における後期分授業料相当額  
（検定料の免除）

**第40条の2** 大規模な風水害等の災害を受ける等やむを得ない事情があると学長が特に認めた場合には、検定料を免除することができる。

（入学料の免除）

**第41条** 特別の事情により入学料の納付が困難であると認められる者に対しては、学長は、入学料を免除することができる。

（入学料の徴収猶予）

**第41条の2** 経済的理由により納期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、入学料の徴収を猶予することができる。

（授業料の免除）

**第42条** 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、授業料を免除することができる。

2 休学を許可した場合は、月割計算により休学した月の翌月（休学した日が月の初日に当たるときは、その月）から復学した月の前月までの月数分の授業料の全額を免除することができる。

（授業料の徴収猶予）

**第43条** 経済的理由により納期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、授業料の徴収を猶予し、又は月割分納を許可することができる。

（細則）

**第44条** 第41条から前条までの規定によるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予並びに授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

（停学者の授業料）

**第45条** 停学を命ぜられた期間中の授業料は、これを徴収する。

第7節 特別聴講学生、科目等履修生、研究生及び外国人留学生

（特別聴講学生）

**第45条の2** 他の大学、短期大学若しくは高等専門学校又は外国の大学若しくは短期大学に在学中の学生で、本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該大学、短期大学又は高等専門学校との協議に基づき、当該学部教授会において選考の上、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生について必要な事項は、別に定める。

（科目等履修生）

**第46条** 学長は、本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該学部教授会において選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

（研究生）

**第47条** 学長は、本学において特定の事項について研究しようとする者があるときは、授業及び研究に妨げのない限り、当該学部等の教授会（教授会を置かない施設にあっては、当該施設の管理運営に関する事項を審議する運営委員会等）において選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生について必要な事項は、別に定める。

（学部学生に関する規定の準用）

**第48条** 特別聴講学生、科目等履修生及び研究生については、別段の定めが

ある場合を除き、学部学生に関する規定を準用する。  
(外国人留学生)

**第49条** 学長は、外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入学し、本学に入学を志願する者があるときは、学生の学修に支障のない限り、当該学部教授会において選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第8節 公開講座

(公開講座)

**第50条** 本学に社会人の教養を高め、文化の向上に資する等のため、公開講座を設けることができる。

2 公開講座の講習料については、別に定める。

3 本条に定めるもののほか、公開講座の開設、学習課題その他必要な事項については、その都度定める。

第9節 賞罰

(表彰)

**第51条** 本学学生のうち学業人物優秀なる者は、これを表彰することがある。

2 表彰については、別に定める。

(懲戒)

**第52条** 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、学長は、教授会及び教育研究評議会の意見を徴して懲戒を行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当の理由がなくて出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2 懲戒は、退学、停学及び訓告の3種とする。

第10節 寄宿舎及び厚生保健施設

(寄宿舎及び厚生保健施設)

**第53条** 本学に寄宿舎及び厚生保健施設を置く。

2 寄宿料の額は、別に定めるところによる。

3 寄宿舎及び厚生保健施設について必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成28年1月19日規則第30号改正)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、生物資源産業学部の第2年次編入学定員に係る改正規定は平成29年4月1日から、理工学部の第3年次編入学定員に係る改正規定は平成30年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の第2条に定める総合科学部の各学科及び工学部は、改正後の同条の規定にかかわらず、平成28年3月31日に総合科学部の各学科及び工学部に在学する学生並びに平成28年度及び平成29年度に工学部各学科に編入学する者（以下この項において「在学生」という。）が在学しなくなる日までの間、存続するものとし、在学生については、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の第15条の表に掲げる総合科学部、理工学部、生物資源産業学部及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成28年度から平成30年度までは次のとおりとする。

学部	学科	平成28年度	平成29年度	平成30年度
総合科学部	社会総合科学科	170	340	510
理工学部	理工学科			
	昼間コース	550	1,100	1,685
	夜間主コース	45	90	135
生物資源産業学部	生物資源産業学科	100	202	304
合計		2,892	3,859	4,756

4 平成28年3月31日に本学に在学する学生、平成28年度に歯学部歯学科の2年次に編入学する者並びに平成28年度及び平成29年度に医学部保健学科及び工学部各学科の3年次に編入学する者については、この規則による改正前の第30条の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとし、本学の教育課程を修了するために必要であった共通教育の履修に関し必要な事項は、教養教育履修規則及び各学部の定めるところによる。

附 則 (平成28年3月15日規則第62号改正)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成28年度以前に大学院医科学教育部博士課程に入学した者(徳島大学大学院学則第18条第3項第7号の規定により本学医学部医学科から入学した学生に限る。)については、改正後の第21条の5、第23条第3項及び第24条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

# 徳島大学生物資源産業学部規則

## 第1章 総則

(通則)

**第1条** 徳島大学生物資源産業学部(以下「本学部」という。)に関する事項は、徳島大学学則(昭和33年規則第9号。以下「学則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

2 学則及びこの規則に定めるもののほか、本学部に関する事項は、徳島大学生物資源産業学部教授会(以下「教授会」という。)の議を経て生物資源産業学部長(以下「学部長」という。)が定める。

(教育研究上の目的)

**第2条** 本学部は、人類が抱える生物資源と生命の諸問題を理解し、国際的視野に立って解決できる能力を持つ人材を育成することを目的とする。

## 第2章 入学者選考

(入学者選考)

**第3条** 本学部の入学者は、学則の定めるところによって選考を行うものとする。

## 第3章 教育課程及び履修方法

(コース)

**第4条** 本学部の生物資源産業学科に次のコースを置く。

応用生命コース

食料科学コース

生物生産システムコース

(コース専攻及び変更)

**第5条** 本学部の学生は、前条に掲げる各コースのうち、いずれか一つを専攻するものとする。

2 前項のコースを変更しようとするときは、第1年次以降の学年末に、所定の願書を学部長に提出しなければならない。

3 前項の願出については、教育上支障がない場合に限り選考の上、許可することがある。

(教育課程)

**第6条** 本学部の教育課程は、教養教育の授業科目(以下「教養教育科目」という。)及び専門教育の授業科目(以下「専門教育科目」という。)により編成する。

(教養教育科目の履修等)

**第7条** 教養教育科目の履修等に関することは、徳島大学教養教育履修規則(平成27年度規則第39号。以下「教養教育履修規則」という。)の定めるところによる。

2 教養教育履修規則第5条に定める履修要件は、別表第1のとおりとする。(専門教育科目)

**第8条** 専門教育科目の区分は、必修科目及び選択科目とする。

2 専門教育科目及びその単位数は、別表第2のとおりとする。

3 他の学部へ属する専門教育科目は自由科目とし、これを履修することができる。

(履修手続)

**第9条** 専門教育科目を履修するには、学期の始めに前条に規定する授業科目から履修しようとする授業科目を選択して、授業担当教員の承認を得た後、履修科目登録届を提出しなければならない。

2 履修科目登録届の提出に当たっては、履修科目として登録することができる単位数の上限(以下「履修登録単位数の上限」という。)を超えて登録することはできない。ただし、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、履修登録単位数の上限を超えて登録することができる。

3 履修登録単位数の上限及び履修登録単位数の上限を超えて登録することができる場合の認定の基準については、学部長が別に定める。

**第10条** 第8条第3項の規定により他の学部へ属する専門教育科目を履修するためには、学部長を経て関係学部長の許可を得た後、当該専門教育科目担当教員を受講申請するものとする。

(単位の計算方法)

**第11条** 専門教育科目の単位の計算方法は、学則第30条第2項の規定に基づき、次のとおりとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験及び実習については、45時間の授業をもって1単位とする。

(進級要件)

**第12条** 上級学年に進級するためには、原則として各コースにおいて必要

と認めた授業科目について、その単位を修得していなければならない。

(卒業研究)

**第13条** 卒業研究を行うには、各コースにおいて必要と認めた授業科目について、その単位を修得していなければならない。

(留学及び他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

**第14条** 学則第27条の2の規定に基づき外国の大学又は短期大学に留学しようとする学生及び第34条の2の規定に基づき他の大学又は短期大学の授業科目を履修しようとする学生は、所定の願書を学部長を経て学長に提出し、許可を受けなければならない。

(単位の認定)

**第15条** 前条の規定により許可を受けた学生(以下「派遣学生」という。)が修得した単位の認定は、当該大学又は短期大学が発行する成績証明書により行う。

2 学則第34条の3の規定に基づく大学以外の教育施設等における学修の単位認定及び第34条の4の規定に基づく休学期間中の外国の大学又は短期大学における修得単位の認定は、当該大学以外の教育施設等又は外国の大学若しくは短期大学が発行する成績証明書により行う。

(履修報告書)

**第16条** 派遣学生は、派遣期間が終了したときは、所定の履修報告書を速やか(外国の大学又は短期大学に留学する者については、帰国の日から1日以内)に学部長を経て学長に提出しなければならない。

(実施細目)

**第17条** 前3条に定めるもののほか、派遣学生に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

## 第4章 試験及び卒業

(成績の考査)

**第18条** 成績の考査は、試験の成績並びに授業への出席状況、宿題及びレポート等による授業への取組及びその成果を考慮して行う。ただし、演習、実習及び実験については、試験を行わないことがある。

2 出席時数が著しく少ないときは、その授業科目の受験資格を与えないことがある。

(成績)

**第19条** 成績は、100点をもって満点とし、60点以上をもって合格とする。

2 成績は、秀(90点以上)、優(80点以上)良(70点以上)及び可(60点以上)に区分する。

(再試験及び追試験)

**第20条** 再試験を行う場合には、原則として当該学期内に行う。

2 追試験は、原則として行わない。ただし、定められた期日に理由があつて受験できなかった者は、前項の再試験を受けることができる。

(卒業)

**第21条** 本学部を卒業するためには、次の単位を修得しなければならない。

応用生命コース

教養教育科目 31単位以上

専門科目

必修科目 70単位

選択科目 24単位以上

計 94単位以上

合計 125単位以上

食料科学コース

教養教育科目 31単位以上

専門科目

必修科目 62単位

選択科目 32単位以上

計 94単位以上

合計 125単位以上

生物生産システムコース

教養教育科目 31単位以上

専門科目

必修科目 64単位

選択科目 30単位以上

計 94単位以上

合計 125単位以上

2 学則第35条の2第2項に規定する卒業の認定の基準については、学部

長が別に定める。

3 卒業論文の審査は、教授会において行う。

### 第5章 編入学、再入学及び補欠入学並びに転学部

(編入学)

第22条 学則第21条の4第4項の規定により入学した者の在学期間は、6年とする。

2 既修得単位の認定は、教授会の議を経て定める。

(再入学及び補欠入学)

第23条 学則第21条の5及び第22条の規定により入学した者の在学期間及び既修得単位の認定については、次のとおりとする。

(1) 在学期間は、第2年次に入学した者は6年、第3年次に入学した者は4年とする。

(2) 既修得単位の認定は、教授会の議を経て定める。

(転学部)

第24条 学則第22条の3の規定により本学部に転学部を願い出た者があるときは、教育上支障がない場合に限り選考の上、許可することがある。

2 転学部を許可する時期は、入学後1年以上を経過した学年の初めとする。

3 転学部を許可した学生を在籍させる年次は、教授会の議を経て定める。

4 転学部を許可した学生の既修得単位の認定は、教授会の議を経て定める。

### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

### 別表第1

教養教育科目の履修要件

(応用生命コース、食料科学コース及び生物生産システムコース共通)

区分	授業科目	所要単位数
一般教養教育科目	歴史と文化	2単位
	人間と生命	2単位
	生活と社会	2単位
	自然と技術	2単位
グローバル化教育科目	グローバル化教育科目	2単位
イノベーション教育科目	イノベーション教育科目	2単位
基礎基盤教育科目	高大接続科目	2単位
	自然科学入門	6単位
	基礎数学	4単位
	基礎物理学	2単位
	基礎化学	2単位
ウェルネス総合演習	2単位	
汎用的技能教育科目	S I H道場	1単位
	情報科学	2単位
	スタディスキル	2単位
地域科学教育科目	地域科学教育科目	2単位
外国語教育科目	英語	6単位
	英語以外の外国語	2単位
合計		31単位

### 別表第2

専門教育科目表

学科共通科目

(応用生命コース、食料科学コース及び生物生産システムコース共通)

授業科目	単位数	
	必修科目	選択科目
キャリアパス	2	
*生物資源産業学概論	2	
※分析化学	2	
基礎物理学		2
※基礎有機化学		2
*基礎生化学		2
*基礎生理学		2
*基礎食品化学		2
▽生物生産科学概論	2	
▽食と健康概論	2	
#基礎微生物学	2	
△食品・生物資源関連法規	2	
▽生産フィールド科学概論	2	

*生物化学工学概論	2	
生物情報処理学	2	
技術者倫理	2	
生物資源産業学特別講義	2	
計	24	10

備考 選択科目8単位を履修すること。

専門英語教育科目

(応用生命コース、食料科学コース及び生物生産システムコース共通)

授業科目	単位数	
	必修科目	選択科目
生物資源産業学基礎英語	2	
生物資源産業学専門英語	2	
英語論文講読	1	
計	5	

経済・経営関連科目

(応用生命コース、食料科学コース及び生物生産システムコース共通)

授業科目	単位数	
	必修科目	選択科目
経済学基礎	2	
経営学入門	2	
起業体験実習	1	
地域資源経済学	2	
フードシステム論	2	
知的財産の基礎と活用	2	
国際農業論		2
ブランド戦略論		2
アグリビジネス起業論	2	
食品マーケティング論	2	
商品開発プロジェクト演習	1	
計	16	4

コース専門科目

応用生命コース

授業科目	所要単位数	
	必修科目	選択科目
*生化学	2	
◎▽生体高分子学		2
○#微生物学		2
○生物物理化学		2
◎▽生物有機化学		2
○分子生物学		2
◎▽応用微生物学		2
◎タンパク質工学		2
◎細胞情報学		2
◎バイオリアクター工学		2
◎細胞バイオ工学		2
◎創薬学		2
◎免疫工学		2
◎#微生物検査科学		2
◎応用発酵学		2
◎バイオマス利用学		2
◎再生医学		2
◎医用工学		2
生物生産フィールド実習	1	
※基礎化学実習	1	
物理化学実習	1	
※有機化学実習	1	
▽生物資源産業学実習	2	
#微生物学実習	1	
*生化学実習	1	
コンピュータプログラミング演習	1	
インターンシップ	2	
バイオマス実習	1	
細胞工学実習	1	



応用生命演習 I	1	
# 発酵学実習	1	
応用生命創成実習	1	
応用生命演習 II	1	
卒業研究	6	
計	25	34

- 備考 1 選択科目のうち、○印の授業科目から6単位、◎印の授業科目及び酵素化学（食料科学コース専門科目）から10単位を履修すること。
- 2 他コース専門科目の授業科目の履修単位については、選択科目の単位数に含めることができる。
- 3 食品衛生管理者及び食品衛生監視員になる資格を取得しようとする者は、本学部で開講されるすべての専門科目のうち※印、\*印、#印、△印及び▽印の科目から合計40単位を履修する。ただし、このうち22単位以上は、※印、\*印、#印及び△印の科目から履修しなければならない。この場合において各印の科目からそれぞれ1科目以上を履修するものとする。

#### 食料科学コース

授業科目	所要単位数	
	必修科目	選択科目
※天然物化学		2
▽食品・栄養学概論		2
▽バイオアセスメント学		2
# 食品加工保蔵学		2
▽遺伝子資源利用学		2
# 食品微生物学		2
*機能食品学		2
*酵素化学		2
△食品衛生学		2
*栄養生理学		2
▽ビタミン学		2
▽食と漢方		2
*食品アレルギー学		2
▽味覚サイエンス		2
▽病態栄養学		2
# 発酵醸造学		2
生物生産フィールド実習	1	
※基礎化学実習	1	
物理化学実習		1
※有機化学実習		1
▽生物資源産業学実習	2	
# 微生物学実習		1
*生化学実習		1
コンピュータプログラミング演習	1	
インターンシップ	2	
*食料科学実習 I	2	
*食料科学実習 II	2	
# 発酵学実習		1
卒業研究	6	
計	17	37

- 備考 1 選択科目の授業科目及び分子生物学（応用生命コース専門科目）から24単位を履修すること。
- 2 他コース専門科目の授業科目の履修単位については、選択科目の単位数に含めることができる。
- 3 食品衛生管理者及び食品衛生監視員になる資格を取得しようとする者は、本学部で開講されるすべての専門科目のうち※印、\*印、#印、△印及び▽印の科目から合計40単位を履修する。ただし、このうち22単位以上は、※印、\*印、#印及び△印の科目から履修しなければならない。この場合において各印の科目からそれぞれ1科目以上を履修するものとする。

#### 生物生産システムコース

授業科目	所要単位数	
	必修科目	選択科目
▽植物生理学	2	
フィールド環境生態学	2	
○農業科学総論		2
○植物学総論		2
○グローバル生産環境論		2
○森林科学		2
○▽動物生産科学		2
○▽水圏生産科学		2
◎栽培育種工学		2
◎▽植物病理学		2
◎森林代謝学		2
◎応用昆虫学		2
◎▽植物環境応答生理学		2
◎▽水産資源学		2
◎▽家畜繁殖学		2
◎植物細胞工学		2
◎生物多様性学		2
◎生産環境制御システム論		2
生物生産フィールド実習	1	
※基礎化学実習	1	
▽生物資源産業学実習	2	
コンピュータプログラミング演習	1	
生物生産システム実習 I	1	
インターンシップ	2	
細胞工学実習		1
生物生産システム実習 II	1	
卒業研究	6	
計	19	33

- 備考 1 選択科目のうち、○印の授業科目から8単位、◎印の授業科目から14単位を履修すること。
- 2 他コース専門科目の授業科目の履修単位については、選択科目の単位数に含めることができる。
- 3 食品衛生管理者及び食品衛生監視員になる資格を取得しようとする者は、本学部で開講されるすべての専門科目のうち※印、\*印、#印、△印及び▽印の科目から合計40単位を履修する。ただし、このうち22単位以上は、※印、\*印、#印及び△印の科目から履修しなければならない。この場合において各印の科目からそれぞれ1科目以上を履修するものとする。

## 徳島大学学則第 35 条の 2 の規定による卒業の認定の基準に関する内規

平成 28 年 4 月 1 日  
生物資源産業学部長制定

### (趣旨)

第 1 条 この内規は、徳島大学生物資源産業学部規則（以下「規則」という。）第 21 条第 2 項の規定に基づき、本学部における徳島大学学則（以下「学則」という。）第 35 条の 2 の規定による卒業（以下「早期卒業」という。）の認定について必要な事項を定めるものとする。

### (認定の基準)

第 2 条 早期卒業の認定は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合に行うことができる。

- (1) 規則第 21 条第 1 項に定める卒業の要件として修得すべき単位を修得し、かつ、当該単位を優秀な成績（別に定める要件を満たしていること。）をもって修得したと認められること。
- (2) 当該学生が早期卒業を希望していること。

### (認定の手続)

第 3 条 各コース長は、当該コースの学生の早期卒業を行う場合は、別紙様式 1（早期卒業申請書）及び別紙様式 2（早期卒業希望願書）に必要書類を添えて学部長に申請するものとする。

2 学部長は、各コース長から前項の申請があったときは、教務委員会の議を経て教授会に付議するものとする。

3 学部長は、教授会において早期卒業が議決されたときは、学則第 36 条第 1 項の規定により、学長に早期卒業の認定を申請するものとする。

### (付議の時期)

第 4 条 早期卒業についての教授会への付議は、3 月又は 9 月に行うものとする。

### 附 則

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度の入学者（徳島大学学則第 21 条の 4 第 4 項の規定により第 2 年次へ編入学する者を除く。）から適用する。

# 徳島大学生物資源産業学部学生の他学部の授業科目履修に関する実施細則

平成 28 年 4 月 1 日  
生物資源産業学部長制定

## (趣旨)

第 1 条 この細則は、徳島大学生物資源産業学部規則第 10 条の規定に基づき、生物資源産業学部学生が本学の他学部の授業科目を授業科目として履修する際に必要な事項を定めるものとする。

## (許可の範囲)

第 2 条 生物資源産業学部学生は、4 単位を超えない範囲で他学部に属する専門教育科目を履修することができる。

## (受講の願出)

第 3 条 生物資源産業学部学生で、他学部の授業科目を履修しようとする者は、別紙様式 1 の「他学部授業科目履修願」を前・後期それぞれの授業開始日から 1 週間以内に、所属するコース教務委員の承認を経て、生物資源産業学部学務係に提出しなければならない。

## (授業担当教員との事前許可)

第 4 条 他学部の授業科目の履修を希望する学生は、事前に授業担当教員の許可を得ていなければならない。

## (受講の承認及び許可)

第 5 条 第 3 条に規定する別紙様式 1 により願い出のあった授業科目については、生物資源産業学部教務委員会においてその必要性を考慮の上、受講を承認するものとする。

2 前項の委員会において、別紙様式 1 により受講を願い出て、受講許可と承認された者については、生物資源産業学部長が当該授業科目を開設している学部長と協議の上、受講を許可するものとする。

## (受講の中断)

第 6 条 前条の許可を得た授業科目については、正当な理由がなければ受講を中断することはできない。

## (履修報告)

第 7 条 他学部の授業科目を履修した者は、別紙様式 2 の「他学部授業科目履修報告書」に単位修得証明書を添付して、速やかに生物資源産業学部学務係に提出しなければならない。

## (単位の認定)

第 8 条 本実施細則により履修した他学部の科目は自由科目とし、選択科目の単位として認める。

## 附 則

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 留学に関する申合せ

この申合せは、国際交流の円滑な実施と教育内容の充実を図るため、徳島大学生物資源産業学部規則第14条の規定に基づき、徳島大学生物資源産業学部（以下「本学部」という。）の学生が留学する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

- 1 留学を志願することができる学生は、本学部学生で、下記の要件を満たす者とする。
  - (1) 学業成績が優秀で、心身ともに健全な者
  - (2) 外国の大学で学修するのに十分な語学力を有する者。英語圏に留学する者は、TOEFLの試験を受け、相当の成績を修めていることが望ましい。
  - (3) 留学に要する経費について、学生が自己負担できるか、日本国政府が支弁する奨学金その他の手段（財団・外国政府等の奨学金）により経済的な条件が整っていること。
- 2 留学を志願する学生は、別紙様式1の外国留学願に所属コースのコース長の承認を得て、健康診断書（保健管理・総合相談センターが発行する定期健康診断結果を含む。）を添えて提出しなければならない。
- 3 留学を志願する学生については、教務委員会で審査の上、生物資源産業学部教授会で派遣を決定する。
- 4 留学先での宿舍その他の福利厚生に関しては、派遣大学との協議により便宜を図るものとする。
- 5 留学する学生は、病気、災害等に備えるため、健康保険、傷害保険等を掛けるものとし、その費用は自己負担とする。
- 6 単位の認定を希望する学生は、帰国後速やかに次の書類を提出しなければならない。
  - (1) 別紙様式2の留学単位認定申請書
  - (2) 派遣大学発行の成績証明書（成績評価・評価基準の記載されているもの）
  - (3) 授業概要（授業内容、履修期間及び授業時間数の記載されているもの）
- 7 前項により申請のあった授業科目の単位は、次のとおり取り扱う。
  - (1) 本学部で既に開設している授業科目と内容が同じである場合は、当該授業科目を履修したのものとして認定する。
  - (2) 本学部で既に開設している授業科目と内容が異なる場合は、修得してきた単位の授業科目をもって選択科目の単位を履修したのものとして認定する。
- 8 第6項により申請のあった授業科目の単位は、所属コースの教室会議及び教務委員会の議を経て、生物資源産業学部教授会が認定する。

### 附 則

この申合せは、平成28年4月1日から適用する。



## 徳島大学生物資源産業学部における授業回数及び補講方法について

- 1 徳島大学生物資源産業学部における授業回数（試験は含まない。）は、徳島大学学則第30条及び徳島大学生物資源産業学部規則第11条の規定に基づき、15回を確保するものとする。
- 2 毎年度の初めにおいてあらかじめ15回の授業が確保できない授業科目があるとき及び気象警報発令により授業休講となった授業科目があるときは、次の方法により不足の授業回数を補うものとする。
  - (1) 当該授業科目の時間割に割り当てられている学期中に、時間割の空いているコマに不足の回数分を割り振るものとする。
  - (2) 前号の方法でも授業回数を確保できない場合は、当該学期中の指定した土曜日若しくは夏季休業又は冬期休業に特別の時間割を作成して行うものとする。
- 3 非常勤講師の授業で、当初予定の時間に満たないことが判明したときは、前項の方法により補うものとする。
- 4 前2項の時間割の計画は、各コースの教務委員会委員が授業担当教員及び学務係と調整の上、作成するものとする。
- 5 第2項第1号の方法により不足の授業を補う場合は、教務委員会の議を経て実施するものとし、第2項第2号による場合は、教務委員会及び教授会の議を経て実施するものとする。
- 6 授業担当教員のやむを得ない事情により授業回数に不足が生じる場合は、授業担当教員の判断により適宜補講を行うものとする。

### 附 則

この申合せは、平成28年4月1日から実施する。

## 気象警報等が発表された場合の授業の休講措置に関する申合せ

台風等により、気象警報等が徳島県徳島市に発表された場合の徳島大学における授業の休講措置は、次のとおりとする。

- 1 昼間に開講する授業については、午前7時に「暴風警報と大雨警報」, 「暴風警報と洪水警報」, 「大雪警報」(以下「警報」という。)又は特別警報(波浪特別警報を除く。以下同じ。)が発表中の場合は、午前の授業を休講とする。午前11時に警報又は特別警報が発表中の場合は、午後の授業を休講とする。
- 2 夜間に開講する授業については、午後4時に警報又は特別警報が発表中の場合は、すべて授業を休講とする。
- 3 授業開始後に警報が発表された場合は、次の時限以降の授業を休講とする。ただし、特別警報が発表された場合は、直ちに休講とする。
- 4 前3項に定める以外の場合又は特別な事情がある場合は、学部にあつては各学部長(教養教育にあつては教養教育院長), 大学院にあつては各教育部長(以下「各学部長等」という。)が措置を決定する。
- 5 第1項から第4項までの措置により、休講となった授業の補講については、各学部長等が別に定める。
- 6 この申合せに定めるもののほか、授業の休講措置に関し必要な事項は、各学部長等が別に定める。

### 附 則

この申合せは、平成11年5月21日から実施する。

### 附 則

この申合せは、平成16年9月21日から実施する。

### 附 則

この申合せは、平成17年3月26日から実施する。

### 附 則

この申合せは、平成22年5月27日から実施する。

### 附 則

この申合せは、平成25年9月18日から実施する。

### 附 則

この申合せは、平成27年3月20日から実施する。

### 附 則

この申合せは、平成28年4月1日から実施する。

## 徳島大学休学許可の基準に関する申合せ

平成 25 年 7 月 17 日  
大学教育委員会承認

- 1 この申合せは、学生の休学を制限するものではなく、学生にとってわかりやすい仕組みにすることを目的としている。  
そのため、学生への制度の周知に際して、2(1)~(10)の例示以外の理由であっても指導教員等に相談するよう促すなど、適切に周知するものとする。
- 2 徳島大学学則第 23 条及び徳島大学大学院学則第 23 条の規定に基づく休学の許可について、次の各号のいずれかに該当し、2 月以上就学できない者について休学を許可するものとする。
  - (1) 疾病又は負傷（医師の診断書）
  - (2) 学資の支弁が困難な場合（理由書）
  - (3) 災害等により修学困難と認められた場合（罹災証明書）
  - (4) 海外の教育・研究施設において修学する場合（受入先の証明書（写））
  - (5) 自主的な海外留学や長期海外生活体験のための休学（理由書及び指導教員等の意見書）
  - (6) 大学院における研究を継続するために必要な期間の休学（理由書及び指導教員等の意見書）
  - (7) 勤務の都合（理由書）  
（夜間主コース及び大学院各教育部の学生のみを対象とする。）
  - (8) 出産又は育児に従事する場合（母子健康手帳の写し等）
  - (9) 家族の看病又は介護をする場合（理由書）
  - (10) 公共的な事業に参加する場合（受入先の証明書（写））
  - (11) 医学部医学科の学生であって、徳島大学大学院学則第 18 条第 3 項第 7 号に該当する者が、大学院医科学教育部の博士課程に入学するとき
  - (12) その他、上記以外の理由により休学を希望する学生が、指導教員等と相談の上、教授会においてやむを得ない理由であると認められた場合（理由書及び指導教員等の意見書）
- 3 2(12)に示す「その他の理由」により休学の願い出があったとき、指導教員等はその内容に応じて学生の就学状況や学業成績、目的意識や心構えなどについて聴取して意見書を作成し、休学させても差し支えないと教授会で判断した場合は、必要に応じて指導を行った上で休学を認めることができるものとする。
- 4 入学前の休学手続きによる 4 月 1 日又は 10 月 1 日からの休学は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き認めないものとする。
  - (1) 疾病又は負傷（医師の診断書）
  - (2) 災害等により修学困難と認められた場合（罹災証明書）
  - (3) 勤務の都合（理由書）  
（夜間主コース及び大学院各教育部の学生のみを対象とする。）
  - (4) 学部又は教育部の教授会が、当該学生の教育上極めて有意義と認めた場合（理由書）
- 5 学生から提出のあった理由書、診断書、各種証明書（写）等については、学長の許可を得る目的にのみ使用し、その取扱いについては細心の注意を払い、適正な管理と保護に努めるものとする。
- 6 休学の許可は、学部の教授会等で審議し、その内容を尊重して学長が決定する。
- 7 2 の例示について、追加や削除の必要が生じたときは、大学教育委員会において審議し、決定する。

### 附 則

- 1 この申合せは、平成 25 年 7 月 17 日から実施する。
- 2 この申合せの施行日前に許可されている休学は、この申合せに定めるところにより許可されたものとみなす。

### 附 則

この申合せは、平成 25 年 11 月 20 日から実施する。

### 附 則

この申合せは、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

# 徳島大学単位認定試験における学生の不正行為防止に関する基本方針

平成27年11月17日

学長裁定

## 1 目的

この基本方針は、単位認定に関する試験（以下「単位認定試験」という。）における不正行為を未然に防止することを目的とする。

## 2 不正行為の未然防止

試験監督者は、単位認定試験の実施に当たり、禁止する行為を事前に説明し、学生の不正行為防止意識の啓発を図るとともに、次の不正行為の未然防止に努める。

- (1) カンニング（カンニングペーパー、IT 機器、参考書又は他の受験者の答案等を見ること、他の人から答を教わることなど）をすること。また、答を教えたり、カンニングに協力したりすること。
- (2) 使用を禁じられた用具を使用して問題を解くこと。
- (3) 試験場において、試験監督者等の指示に従わないこと。
- (4) 他人のレポートを模写して、又はインターネット上のホームページや著書、論文等から他人の意見や図表等を盗用、剽窃して単位認定に係るレポートを作成すること。
- (5) 単位認定に係るレポートや小テスト等の代筆を行うこと及び代筆を依頼すること。
- (6) その他、単位認定試験の公平性を損なう行為をすること。

## 3 不正行為に対する措置

不正行為を行った者に対しては、「試験における学生の不正行為に対する措置要項」に基づき、措置する。

## 4 不正行為に準ずる行為

授業科目修了の認定は、出席及び試験の成績等を考査して行うことから、授業の出席確認において、代返をすること及び代返を依頼する行為は不正行為と見なして前項の措置を行うことがある。

## 5 その他

この基本方針によりがたい場合は、各学部長、各教育部長及び全学共通教育センター長の判断により対応するものとする。

## 徳島大学生物資源産業学部学友会会則

(名称)

第1条 本会は、徳島大学生物資源産業学部学友会と称し、事務所を徳島大学生物資源産業学部（以下、「本学部」という。）内に置く。

(目的)

第2条 本会は、学生の自治活動を通じて、健全な学風の樹立、学生生活の向上及び将来における社会参加への準備を図るとともに、会員相互の親睦に資することを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、正会員（本学部学部生）及び特別会員（本学部教職員）で組織する。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学生が自治的に行う行事の企画及び実行
- (2) 学生のサークルに対する援助
- (3) その他本会が必要と認めた事業

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計幹事 1名
- (4) 学生委員長 1名
- (5) 学生副委員長 2名
- (6) 監事 1名
- (7) 幹事 若干名

(役員を選出)

第6条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、学部長をもって充てる。
- (2) 副会長は、生物資源産業学部学生委員会委員長をもって充てる。
- (3) 会計幹事は、学務係長をもって充てる。
- (4) 学生委員長、学生副委員長及び監事は、正会員から互選により選出する。
- (5) 幹事は、正会員の中から学生委員長が委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計幹事は、会費の徴収・管理その他会計に関する事務を行う。
- (4) 学生委員長は、正会員の代表として本会の事業を総括する。
- (5) 学生副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長のうち1名がその職務を代行する。
- (6) 監事は、会計を監査する。
- (7) 幹事は、会務を処理する。

(役員の仕事)

第8条 第5条第4号から7号の役員の仕事は、1年とし、再任を妨げない。ただし、次期役員が選出されるまでの間は、引き続きその任にあたるものとする。

2 前項の役員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その仕事は前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、総会を招集することができる。

2 総会は、会則の改廃その他重要な事項を審議する。

- 3 総会の議事は、正会委員の過半数の賛成によって議決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 議決にあたっては、あらかじめ作成された原案に対する委任状を認める。

(会費等)

第10条 本会の経費は、会費及び寄附金をもって充てる。

- (1) 正会員の会費は、年額1,500円とする。
- 2 正会員は、会費を入学時に一括前納するものとする。
- 3 既納の会費は、原則として返還しない。

(会計経理)

第11条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

## 第5章

# 理工学部構内における交通規制実施要項





## 徳島大学理工学部構内における交通規制実施要項

平成28年4月1日  
理工学部長制定

(目的)

第1条 この要項は、徳島大学における総合科学部及び理工学部構内の駐車場に関する規則（以下「規則」という。）第6条第3項の規定に基づき、交通安全と無秩序駐車防止のために必要な事項を定め、もって教育・研究のための環境の維持、保全を図ることを目的とする。

(入構規制)

第2条 規則第4条第6号に規定する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 規則第4条各号に定める部局等の学生及び研究生等で駐車許可証の交付を受けた者
- (2) 構内の福利厚生施設等に勤務する者で駐車許可証の交付を受けた者
- (3) 共同研究、研修等のため一定期間構内を訪れる者で駐車許可証の交付を受けた者
- (4) 非常勤講師として構内を訪れる者で駐車許可証の交付を受けた者
- (5) 商用のため定期的に構内を訪れる者で駐車許可証の交付を受けた者
- (6) その他必要があって構内を訪れる者

(駐車許可申請の基準)

第3条 駐車許可申請の基準は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 公共の交通機関を利用することが著しく困難である等の理由により自動車による通勤又は通学を必要とする者
- (2) 身体的理由により、自動車による通勤又は通学を必要とする者
- (3) その他特別な事情により自動車による通勤又は通学を必要とする者

(駐車許可証の交付申請手続)

第4条 前条各号のいずれかに掲げる者で駐車許可証の交付を希望する者は、別に定める駐車許可証交付申請書（以下「交付申請書」という。）を徳島大学理工学部構内交通安全対策委員会（以下「委員会」という。）へ提出するものとする。

(駐車許可証の交付決定等)

第5条 委員会は前条の交付申請書を審査し、構内駐車場の収容能力等を勘案して別に定める駐車許可証の交付を決定するものとする。

- 2 駐車許可証の交付が決定された者には、交付を受ける者の負担により、駐車許可証及びステッカーを発行する。
- 3 駐車許可証の交付を受けた者が申請内容に変更を生じたときは、速やかに届け出るものとする。

(許可証等の有効期限)

第6条 駐車許可証の有効期限は、交付を受けた当該年度内とする。

(駐車許可の失効)

第7条 転退職、卒業及び退学等により許可の理由が消滅したとき並びに許可の期限が過ぎたときは、速やかに駐車許可証及びステッカーを返却するものとする。ただし、駐車許可証及びステッカーの発行費用は返却しない。

(入構整理券の交付)

第8条 第2条第6号に掲げる者は、入構時に駐車整理員から別に定める入構整理券の交付を受け、出構時にこれを返却するものとする。ただし、タクシー、宅配車で短時間のものは入構整理券の交付を受けないで、駐車することを認めるものとする。

(特別整理券による出入構)

第9条 教職員、学生及び研究生等で臨時に入構しようとする場合には、あらかじめ、別に定める特別整理券交付申請書を委員会へ提出するものとする。

(特別整理券の交付)

第10条 委員会は前条の交付申請書を審査し、特別整理券を交付するものとする。

(交通規制)

第11条 構内の交通規制の円滑な実施を図るため、自動車の構内への出入りは、正門のみとし遮断機（以下「ゲート」という。）により規制するものとする。

2 ゲートの作動時間は、終日とする。

(遵守事項)

第12条 自動車により入構し、構内を通行する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 歩行者の安全を確認し、交通標識及び標示に従うこと。
- (2) 構内は徐行運転とし、騒音の防止に努めること。
- (3) 指定された駐車場以外には駐車しないこと。
- (4) 駐車整理員の指示に従うこと。
- (5) 駐車許可証を他人に貸与若しくは譲渡し、又は記載事項の書き換えをしないこと。
- (6) ステッカーは、ルームミラー裏面に貼付すること。
- (7) 緊急事態、その他特別な事由で臨時の規制を実施する場合は、これに従うこと。

(オートバイによる入構)

第13条 通学及び通勤のためオートバイにより入構する者は、別に定めるオートバイ通学・通勤許可申請書（以下「許可申請書」という。）を委員会へ提出し、入構許可を得るものとする。

(オートバイによる入構許可)

第14条 委員会は、許可申請書を審査し入構を許可するものとする。

- 2 入構を許可された者にはステッカーを交付する。
- 3 入構許可の有効期限は、交付を受けた当該年度内とする。

(オートバイによる構内への入構)

第15条 オートバイによる構内への出入りは所定の通用門のみとし、他の通用門からの出入りは禁止する。

(遵守事項)

第16条 オートバイで入構する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 駐輪場とこれに至る道路として指定された範囲以外の構内への乗入れは禁止する。
- (2) 指定された駐輪場以外には駐輪しないこと。
- (3) 通用門から所定の駐輪場までは徐行運転とし、騒音の防止に努めること。
- (4) 駐車整理員の指示に従うこと。
- (5) 緊急事態、その他特別な事由で臨時の規制を実施する場合は、これに従うこと。

(違反者に対する措置)

第17条 委員会は、この要項に違反した者に対して、駐車許可又は入構許可の取消し等の措置をすることができる。

(損害賠償の責任)

第18条 本学部は、構内で発生した自動車等の盗難、損傷及びその他一切の事故について、その責を負わない。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 この要領の実施の前日までに、徳島大学工学部構内における交通規制実施要項（平成14年4月1日制定）により入講を許可された者は、この要領により許可されたものとみなす。

## 徳島大学工学部構内における交通規制実施要項の実施に関する申合せ

平成 28 年 4 月 1 日  
工学部長 制定

(駐車許可申請の基準)

1 駐車許可申請をすることができる基準は、次のとおりとする。

(1) 教職員

通勤距離が片道 4 km を超える者で、かつ、自動車による通勤手当を受給している者

(2) 学 生

ア 昼間において授業を受ける学生（研究生を含む。）については原則として禁止とするが、身体的理由、その他特別な理由がある者はこの限りでない。

イ 主として夜間において授業を受ける学生については、有職者で、かつ、住居及び職場からの通学距離が片道 4 km を超える者

(3) 構内の福利厚生施設等に勤務する者

通勤距離が片道 4 km を超える者で、自動車による通勤を必要とする者

(4) その他

身体的理由、その他特別な理由がある者

(駐車許可証の交付申請)

2 要項第 2 条第 1 号、第 3 号及び第 6 号に掲げる者については常三島事務部理工学部事務課総務係（以下「総務係」という。）へ、同条第 2 号に掲げる者については常三島事務部理工学部事務課学務係（以下「学務係」という。）へ交付申請書をそれぞれ提出する。

(許可証等の交付)

3 駐車許可証及びステッカーは、前項の交付申請書を受理した担当係が駐車許可証及びステッカーの発行費用と引き替えに交付申請者に交付する。

(発行費用)

4 駐車許可証及びステッカーの発行費用は、別に定める。

(特別整理券の交付)

5 特別整理券交付申請書は、所属教員等の許可を得たのち総務係へ提出する。

(オートバイ通学)

6 オートバイ通学に係る許可申請書は、所属するコース等の構内交通安全対策委員会委員の認印をもらった上で学務係へ、通勤に係る許可申請書については総務係へ提出する。

(1) 学生については、通学距離が片道 300m を超える者に許可するものとする。

(ステッカーの様式)

7 要項第 5 条第 2 号及び第 14 条第 2 号のステッカーの様式は、前年度末に委員会で定める。

附 則

この申合せは、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。



# 付 録



## 生物資源産業学部教員の一覧

### 応用生命コース

教授	松木均	理工学部 化学生物棟 6階	607	Tel : 088-656-7513	内線 : 4900
教授	宇都義浩	理工学部 機械棟 8階	821	Tel : 088-656-7514	内線 : 4906
教授	長宗秀明	理工学部 化学生物棟 7階	707	Tel : 088-656-7525	内線 : 4914
教授	中村嘉利	理工学部 機械棟 7階	720	Tel : 088-656-7518	内線 : 4938
准教授	玉井伸岳	理工学部 化学生物棟 6階	609	Tel : 088-656-7520	内線 : 4901
准教授	間世田英明	藤井節郎記念医科学センター 5階		Tel : 088-633-	内線 :
准教授	友安俊文	理工学部 化学生物棟 7階	708	Tel : 088-656-9213	内線 : 4923
准教授	湯浅恵造	理工学部 化学生物棟 7階	714	Tel : 088-656-7527	内線 : 4930
講師	山田久嗣	理工学部 機械棟 8階	820	Tel : 088-656-7522	内線 : 4907
講師	田端厚之	理工学部 化学生物棟 7階	709	Tel : 088-656-7521	内線 : 4922
講師	佐々木千鶴	理工学部 機械棟 7階	719	Tel : 088-656-7532	内線 : 4940
講師	浅田元子	理工学部 機械棟 7階	720	Tel : 088-656-9071	内線 : 4992
講師	岸本幸治	理工学部 化学生物棟 7階	712	Tel : 088-656-7526	内線 : 4927
助教	後藤優樹	理工学部 化学生物棟 6階	601	Tel : 088-656-7515	内線 : 4902
助教	白井昭博	理工学部 機械棟 8階	816	Tel : 088-656-7519	内線 : 4915
助教	鬼塚正義	理工学部 機械棟 8階	816	Tel : 088-656-7519	内線 : 4915

### 食料科学コース

教授	小山保夫	総合科学部 3号館 3階	3N06	Tel : 088-656-7256	内線 : 2411
教授	櫻谷英治	理工学部 化学生物棟 8階	803	Tel : 088-656-7528	内線 : 4932
教授	辻明彦	理工学部 化学生物棟 7階	710	Tel : 088-656-7526	内線 : 4927
教授	横井川久己男	総合科学部 1号館 1階	1M17	Tel : 088-656-7267	内線 : 2431
准教授	赤松徹也	理工学部 化学生物棟 8階		Tel : 088-656-	内線 :
准教授	金丸芳	総合科学部 3号館 3階	3N07	Tel : 088-656-7268	内線 : 2437
准教授	川上竜巳	総合科学部 3号館 3階	3N08	Tel : 088-656-7247	内線 : 3660
准教授	田中直伸	理工学部 化学生物棟 8階		Tel : 088-656-	内線 :
准教授	山本圭	理工学部 化学生物棟 8階		Tel : 088-656-	内線 :
講師	向井理恵	理工学部 化学生物棟 8階		Tel : 088-656-	内線 :
助教	阪本鷹行	理工学部 化学生物棟 8階	808	Tel : 088-656-4936	内線 : 4936
助教	亀村典生	サテライトベンチャービジネスラボ 4階		Tel : 088-656-5202	内線 : 5202
助教	中橋睦美	サテライトベンチャービジネスラボ 4階		Tel : 088-656-	内線 :

### 生物生産システムコース

教授	刑部敬史	理工学部 総合研究実験棟 2階	206	Tel : 088-656-9310	内線 : 4422
教授	音井威重	農場		Tel : 088-656-	内線 :
教授	玉真之介	総合科学部 1号館 3階	3M06	Tel : 088-656-7178	内線 : 2442
教授	濱野龍夫	総合科学部 3号館 3階	3N04	Tel : 088-656-7271	内線 : 3633
准教授	三戸太郎	理工学部 化学生物棟 8階	801	Tel : 088-656-7529	内線 : 4933
准教授	刑部祐里子	理工学部 総合研究実験棟 2階	206	Tel : 088-656-9310	内線 : 4422
准教授	佐藤征弥	総合科学部 3号館 3階	3N03	Tel : 088-656-7222	内線 : 3630
准教授	服部武文	総合科学部 1号館 1階	1M15	Tel : 088-656-7183	内線 : 2607
准教授	宮脇克行	理工学部 総合研究実験棟 2階	206	Tel : 088-656-9310	内線 : 4422
准教授	山城考	総合科学部 1号館 1階	1M20	Tel : 088-656-7257	内線 : 2412
講師	岡直宏	サテライトベンチャービジネスラボ 4階		Tel : 088-656-5200	内線 : 5200
講師	橋本直史	サテライトベンチャービジネスラボ 4階		Tel : 088-656-4971	内線 : 5204
講師	山下聡	サテライトベンチャービジネスラボ 4階		Tel : 088-656-7332	内線 : 5203
助教	石丸善康	理工学部 化学生物棟 8階	805	Tel : 088-656-7530	内線 : 4980
特任助教	谷原史倫	農場			

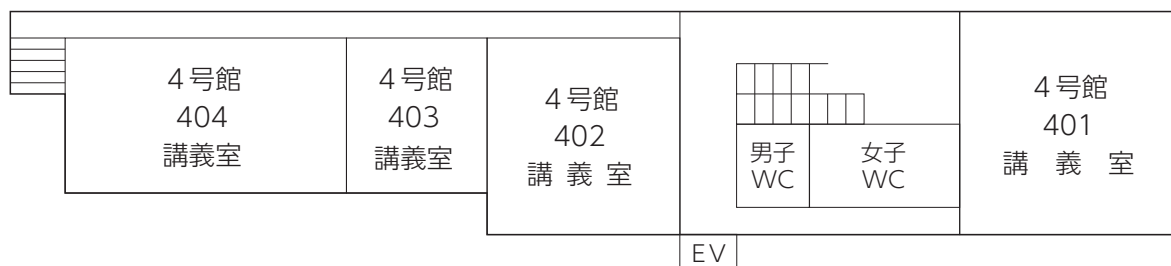




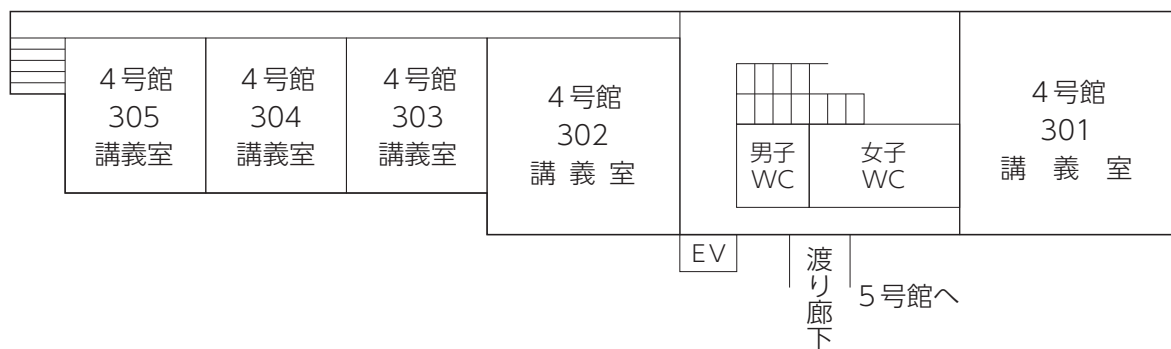
## 教養教育 4号館

教養教育講義室と教養教育の窓口、キャリア支援室などがあります。

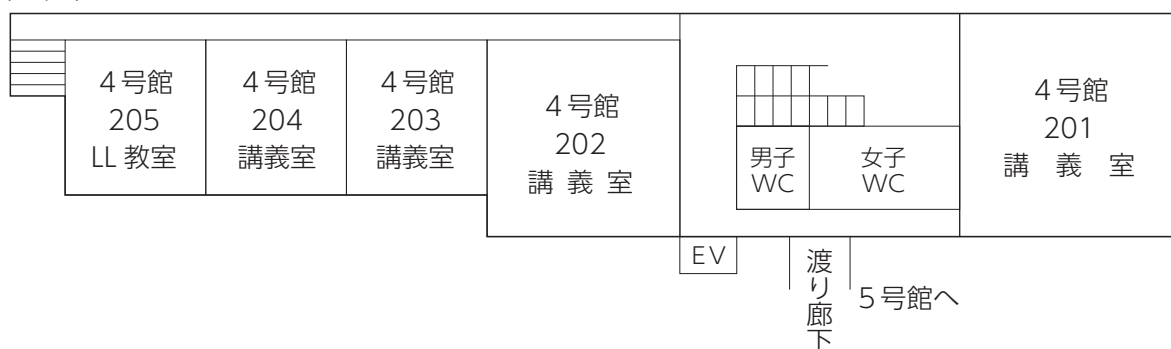
[4階]



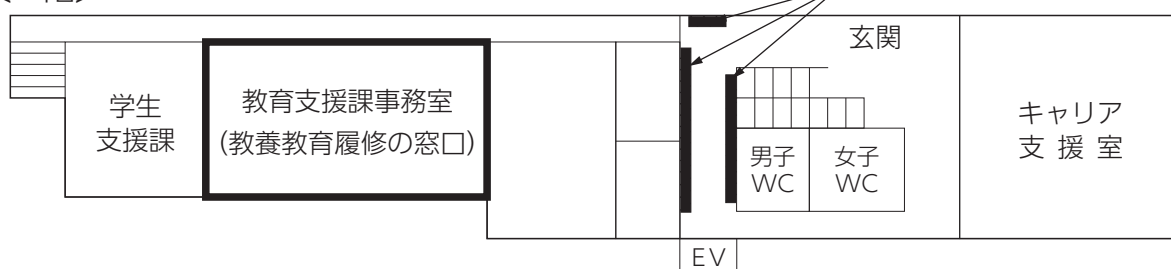
[3階]



[2階]



[1階]



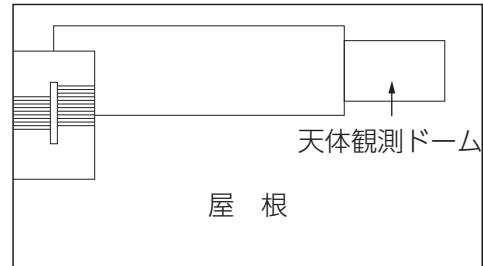
# 教養教育5号館

教養教育講義室と保健管理・総合相談センターがあります。

[4階]



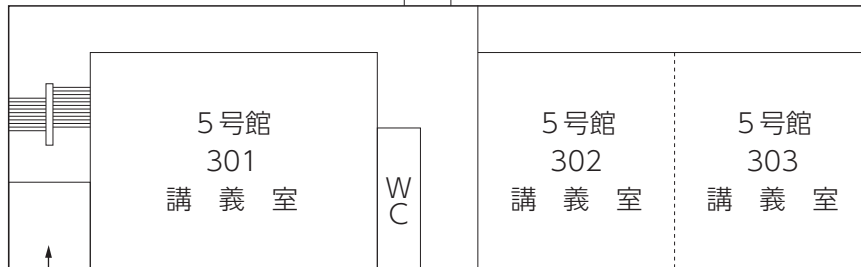
[屋階]



4号館へ

渡り廊下

[3階]



ミーティングルーム

4号館へ

渡り廊下

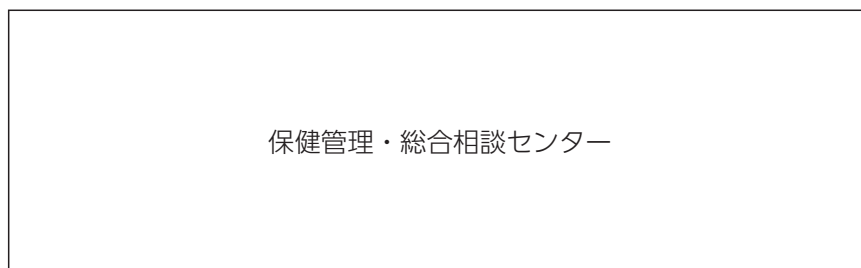
[2階]



渡り廊下

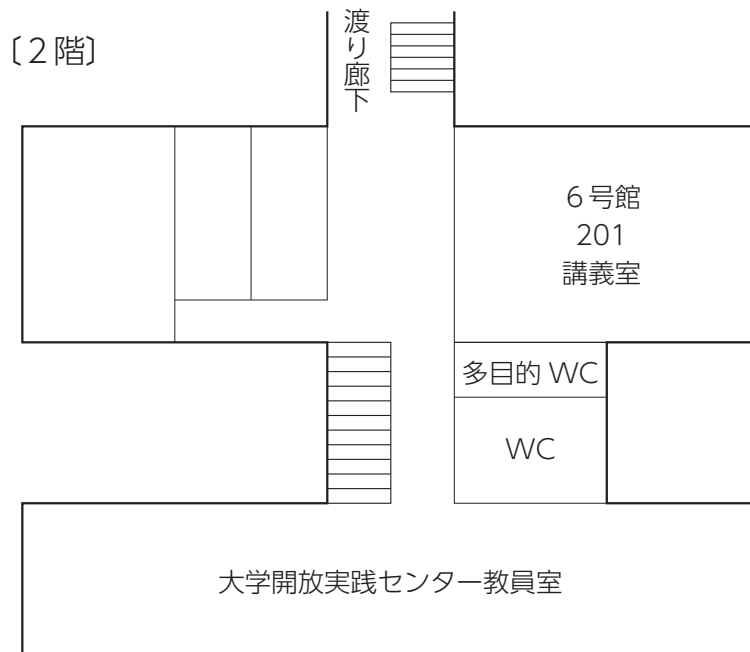
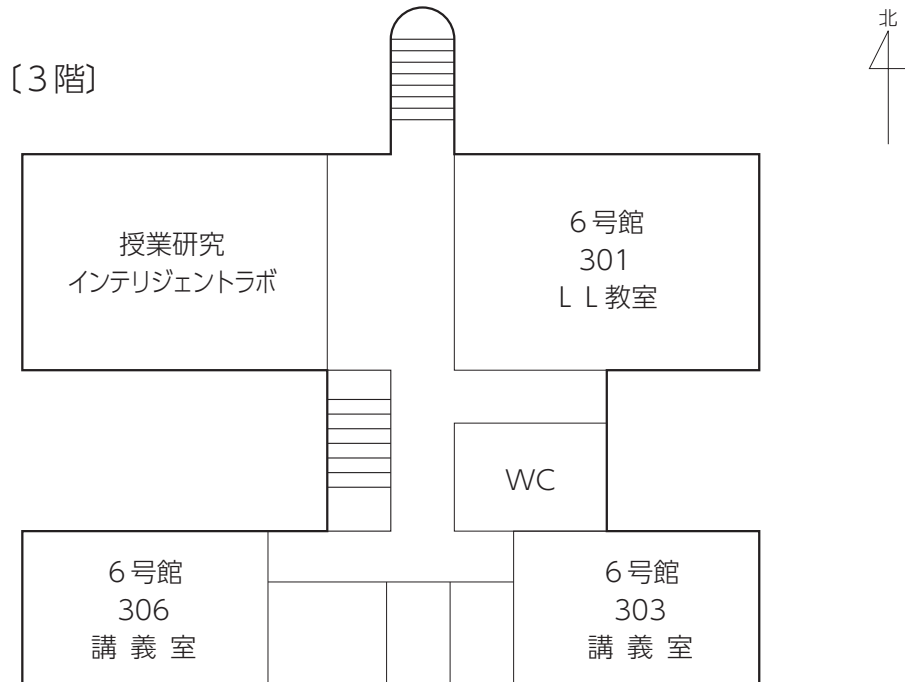
6号館へ

[1階]



# 教養教育6号館

教養教育講義室と大学開放実践センター教員室があります。



# 理工学部



オートバイ・自転車専用出入口    オートバイ専用出入口

♥... AED設置場所  
(自動体外式除細動器:  
Automated External Defibrillator)



2階:  
(情)1-A [202]  
(情)1-B [202]  
3階:  
(情)2-C [303]  
(情)3-D [304]

2階 生物資源産業学部  
事務課(総務係, 学務係)

●自習エリア  
2階-6階(中央エレベーター前)  
6階 K601, K602  
創成学習スタジオ  
5階 K501-K507  
4階 K401-K407  
3階 K301-K309  
2階 K201-K206  
1階 (東側) 理工学部事務課  
(工学部担当)  
総務係, 予算管理係, 学務係  
(西側) 会計課  
経理係, 調達係